

伊 勢 市 公 報

第 192 号
平成 25 年 11 月 5 日
火 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市保健福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則	3
○ 伊勢市後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則	9
○ 伊勢市病院事業管理者の管理職手当等に関する規則の一部を改正する規則	11
告 示	
○ 伊勢市保健福祉会館の指定管理者の指定について	13
○ 行旅死亡人の取り扱いについて	15
○ 行旅死亡人の取り扱いについて	16
○ 道路の区域変更について	17
○ 市道の路線の認定について	19
○ 道路の区域の決定について	20
○ 道路の供用開始について	21
○ 平成 25 年 9 月末財政状況の公表について	22
伊勢市長選挙選挙長告示	
○ 候補者の届出について	28
伊勢市議会議員選挙選挙長告示	
○ 候補者の届出について	29
○ 選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所について	31
選挙管理委員会告示	
○ 伊勢市長選挙及び伊勢市議会議員選挙関係	
・ ポスター掲示場の設置について	32
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1、6 分の 1 及び 3 分の 1 の数について	49
・ 選挙期日を定めることについて	50
・ 投票所の設置について	51
・ 期日前投票所の設置について	54
・ 投票用紙の様式を定めることについて	55
・ 選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額並びに選挙運動事務員等に対する報酬の最高額について	58
・ 開票事務と選挙会事務の合同について	60
・ 選挙会の場所及び日時について	61
・ 選挙長及び同職務代理者の選任について	62
・ 選挙長の行う告示の方法について	63
・ 選挙運動費用収支報告書の公表の方法について	64
・ 期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について	65
・ 投票管理者及び同職務代理者の選任について	68
・ 選挙運動に関する支出金額の制限額について	71
・ 期日前投票所の投票管理者の変更について	72
・ 市長選挙当選人の告知及び当選証書の附与について	73
・ 市議会議員選挙当選人の告知及び当選証書の附与について	74
上下水道告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	76
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の事業の休止について	77

○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	78
公 告	
○ 市営住宅入居者の公募について	79
○ 犬の抑留について	84
○ 農用地利用集積計画について	85
○ 犬の抑留について	86
公 表	
○ 地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づく監査の結果の公表について	87

伊勢市保健福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 10 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 28 号

伊勢市保健福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市保健福祉会館条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 17 年伊勢市条例第 85 号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第 2 条及び第 3 条を次のように改め、第 4 条を削る。

（使用等の許可の申請）

第 2 条 条例第 7 条の規定により保健福祉会館の使用又は利用（以下「使用等」という。）の許可を受けようとする者は、あらかじめ伊勢市保健福祉会館使用等許可申請書（様式第 1 号）を市長又は指定管理者（以下「市長等」という。）に提出しなければならない。

（使用等の許可）

第 3 条 市長等は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その使用等の目的及び内容を審査し、相当と認めたときは、伊勢市保健福祉会館使用等許可書（様式第 2 号）を申請者に交付する。

第 5 条の見出し中「使用」を「使用等」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用団体及び使用者」を「使用者又は利用者（以下「使用者等」という。）」に改め、同条第 1 号中「使用施設」を「使用等施設」に、「指定外」を「指定区域外」に改め、同条第 5 号中「、破損」を「及び破損」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条の見出し中「整備」を「整備等」に改め、同条第 1 項中「使用団体及び使用者」を「使用者等」に、「使用を」を「使用等を」に改め、同条第 2 項中「使用団体及び使用者」を「使用者等」に、「使用に」を「使用等に」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条中「別表第 2」を「別表第 1」に改め、同条を第 6 条とする。

別表第1を削る。

別表第2中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同表を別表第1とする。

別表の次に次の2様式を加える。

様式第1号（第2条関係）

伊勢市保健福祉会館使用等許可申請書

年 月 日

(宛先) (伊勢市長・指定管理者)

申請者 住所
氏名 ⑩
電話

次のとおり伊勢市保健福祉会館の使用等の許可を申請します。なお、使用等に当たっては、使用等の条件を守ります。

使用等する施設名	伊勢市小俣 保健福祉会館	
使用等する室及び設備		
使用等の日時	年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで	
使用等の目的及び内容		
使用等人員	人	
使用等責任者	住所	
	氏名	電話
備考		

様式第2号（第3条関係）

伊勢市保健福祉会館使用等許可書

年 月 日
第 号

様

（伊勢市長・指定管理者）

印

年 月 日付で申請のあった伊勢市保健福祉会館の使用等については、次のとおり許可します。

使用等する施設名	伊勢市小俣 保健福祉会館	
使用等する室及び設備		
使用等の日時	年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで	
使用等の目的及び内容		
使用等人員	人	
使用等責任者	住所	
	氏名	電話
使用等の条件	1 伊勢市保健福祉会館条例及び同条例施行規則を遵守すること。	

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

平成 25 年 10 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第29号

伊勢市後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市後期高齢者医療に関する規則（平成20年伊勢市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第3条」を「前条」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

伊勢市病院事業管理者の管理職手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 10 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第30号

伊勢市病院事業管理者の管理職手当等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市病院事業管理者の管理職手当等に関する規則（平成17年伊勢市規則第105号）の一部を次のように改正する。

第2条中「17万250円」を「16万9,500円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第89号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、伊勢市保健福祉会館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)第8条第2項の規定により告示します。

平成25年10月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

- | | |
|--------|--------------------|
| (1) 名称 | 伊勢市小俣本町保健福祉会館 |
| 位置 | 伊勢市小俣町本町3番地 |
| 団体名 | 伊勢市小俣本町保健福祉会館運営委員会 |
| 団体所在地 | 伊勢市小俣町本町3番地 |
| 代表者 | 委員長 能仁 寛明 |
| (2) 名称 | 伊勢市小俣元町保健福祉会館 |
| 位置 | 伊勢市小俣町元町1092番地1 |
| 団体名 | 伊勢市小俣元町保健福祉会館運営委員会 |
| 団体所在地 | 伊勢市小俣町元町1092番地1 |
| 代表者 | 委員長 奥村 節夫 |
| (3) 名称 | 伊勢市小俣明野保健福祉会館 |
| 位置 | 伊勢市小俣町明野1055番地4 |
| 団体名 | 伊勢市小俣明野保健福祉会館運営委員会 |

- | | |
|--------|--------------------|
| 団体所在地 | 伊勢市小俣町明野 1055 番地 4 |
| 代表者 | 委員長 田端 忠男 |
| (4) 名称 | 伊勢市小俣宮前保健福祉会館 |
| 位置 | 伊勢市小俣町宮前 477 番地 |
| 団体名 | 伊勢市小俣宮前保健福祉会館運営委員会 |
| 団体所在地 | 伊勢市小俣町宮前 477 番地 |
| 代表者 | 委員長 太田 陽三 |
| (5) 名称 | 伊勢市小俣湯田保健福祉会館 |
| 位置 | 伊勢市小俣町湯田 61 番地 |
| 団体名 | 伊勢市小俣湯田保健福祉会館運営委員会 |
| 団体所在地 | 伊勢市小俣町湯田 61 番地 |
| 代表者 | 委員長 海野 幸男 |

2 指定の期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 90 号

行旅死亡人があったので、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）第 9 条の規定により、次のとおり告示します。

平成 25 年 10 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 行旅死亡人

- (1) 本籍及び住所 不詳
- (2) 氏 名 不詳
- (3) 年齢及び性別 推定 30 歳から 50 歳の男性
- (4) 死亡の日時 推定死後 3 か月から 4 か月
- (5) 発見日時等 平成 25 年 9 月 6 日午後 2 時 20 分頃、伊勢市朝熊町 185 番地 3、朝熊山頂売店から北北東目測 500 メートル先山林内にて、上半身は皮膚が僅かに残り、下半身はほぼ白骨化し、ロープ等で首を吊った状態で発見された。
- (6) 着 衣 なし
- (7) 所 持 品 なし

2 その他

身元不明につき、当市において火葬に付し、遺骨を保管しているので心当たりのある方は、伊勢市健康福祉部生活支援課まで申し出られたい。

伊勢市告示第 91 号

行旅死亡人があったので、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）第 9 条の規定により、次のとおり告示します。

平成 25 年 10 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 行旅死亡人

- (1) 本籍及び住所 不詳
- (2) 氏 名 不詳
- (3) 年齢及び性別 推定 70 歳過ぎの女性
- (4) 死亡の日時 平成 25 年 9 月 14 日午後頃
- (5) 発見日時等 平成 25 年 9 月 14 日午後 5 時 4 分頃、伊勢市二見町
庄 2037 番地 2、二見中学校北西約 100 メートル先海上
にてうつ伏せで浮いているところを発見された。
- (6) 着 衣 上衣は紺色の半袖及び白色の下着、下衣は青色のジ
ーパンに白色の包帯をベルトの代わりとして使用、ベ
ージュ色の靴下、黒色の革靴
- (7) 所 持 品 たばこの箱（KENT 1 ミリグラム）、黒色の長
財布、オレンジ色のライター、現金 30,990 円

2 その他

身元不明につき、当市において火葬に付し、遺骨を保管しているので
心当たりのある方は、伊勢市健康福祉部生活支援課まで申し出られたい。

伊勢市告示第 92 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 25 年 10 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	伊勢玉城線	上地町字石名畑 502 番地先から 上地町字南浦田 381 番 1 地先まで	旧	4.3～7.2	320.0
			新	6.0～7.2	320.0
市 道	小林 2 号線	御菌町小林字西川原 2339 番地 先から 御菌町小林字西川原 2318 番 1 地先まで	旧	4.0～6.5	276.2
			新	4.9～6.9	276.2
市 道	御菌 58 号線	御菌町上條字北中島 1571 番地 先から 御菌町上條字役屋敷 1598 番 3 地先まで	旧	4.0～4.2	187.2
			新	6.0～6.5	187.2
市 道	小林 10 号線	御菌町上條字役屋敷 1598 番 3 地先から 御菌町上條字役屋敷 1599 番 1 地先まで	旧	4.0～4.0	79.3
			新	5.5～7.5	79.3

市道	中島京町線	宮川2丁目22番2地先から 宮川2丁目25番地先まで	旧	4.4~5.8	50.0
			新	6.0~6.0	50.0
市道	相合8号線	小俣町相合183番地先から 小俣町相合183番地先まで	旧	5.5~5.5	25.0
			新	7.0~7.0	25.0

伊勢市告示第 93 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 25 年 10 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
野村 25-1 号線	野村町字里前 5619 番 2 地先		
	野村町字里前 5604 番 6 地先		
高向 25-2 号線	御菌町高向字下千田 512 番 1 地先		
	御菌町高向字下千田 512 番 5 地先		

伊勢市告示第 94 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 25 年 10 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	野村 25-1 号線	6.0 ~ 13.0	112
市 道	高向 25-2 号線	6.0 ~ 9.5	53

伊勢市告示第 95 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 25 年 10 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
野村 25-1 号線	野村町字里前 5619 番 2 地先から 野村町字里前 5604 番 6 地先まで	平成 25 年 10 月 22 日
高向 25-2 号線	御菌町高向字下千田 512 番 1 地先から 御菌町高向字下千田 512 番 5 地先まで	平成 25 年 10 月 22 日

伊勢市財政状況公表条例（平成17年伊勢市条例第48号）の規定により、平成25年9月末における本市の財政状況を、次のとおり公表します。
平成25年10月28日

伊勢市長 鈴木 健一

伊 勢 市 の 財 政

1 9月末における人口、世帯数、面積の状況

人 口	131,736 人	(平成25年度現計予算1人当たり)	395,015 円)
世 帯 数	54,032 世帯	(平成25年度現計予算1世帯当たり)	963,091 円)
面 積	208.53 k m ²		

2 平成25年度一般会計予算の状況

(単位 千円)

歳 入					歳 出				
項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	支出済額 (B)	(B)／(A) %
市 税	16,110,000	31.0	8,932,531	55.4	議 会 費	369,962	0.7	192,868	52.1
地 方 譲 与 税	340,001	0.7	102,089	30.0	総 務 費	4,837,470	9.3	1,641,498	33.9
利 子 割 交 付 金	40,000	0.1	17,093	42.7	民 生 費	16,640,701	32.0	7,124,204	42.8
配 当 割 交 付 金	25,000	0.0	14,442	57.8	衛 生 費	4,675,862	9.0	1,974,869	42.2
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,000	0.0	0	0.0	労 働 費	164,384	0.3	54,226	33.0
地 方 消 費 税 交 付 金	1,220,000	2.3	715,690	58.7	農 林 水 産 業 費	3,490,156	6.7	2,600,509	74.5
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	15,000	0.0	7,091	47.3	商 工 費	309,273	0.6	170,191	55.0
自 動 車 取 得 税 交 付 金	100,001	0.2	57,965	58.0	観 光 費	768,076	1.5	442,836	57.7
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	57,000	0.1	0	0.0	土 木 費	7,108,735	13.6	1,998,924	28.1
地 方 特 例 交 付 金	60,000	0.1	70,988	118.3	消 防 費	3,157,408	6.1	998,531	31.6
地 方 交 付 税	9,760,000	18.8	7,455,014	76.4	教 育 費	4,966,201	9.5	1,602,101	32.3
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	21,000	0.0	10,865	51.7	災 害 復 旧 費	36	0.0	0	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	985,778	1.9	462,367	46.9	公 債 費	5,499,457	10.6	2,723,657	49.5
使 用 料 及 び 手 数 料	363,105	0.7	208,922	57.5	諸 支 出 金	2	0.0	0	0.0
国 庫 支 出 金	7,159,071	13.8	2,429,688	33.9	予 備 費	50,000	0.1	0	0.0
県 支 出 金	2,844,234	5.5	481,140	16.9					
財 産 収 入	115,050	0.2	94,165	81.8					
寄 附 金	26,002	0.0	2,871	11.0					
繰 入 金	2,733,237	5.3	0	0.0					
繰 越 金	590,054	1.1	1,473,451	249.7					
諸 収 入	505,890	1.0	171,470	33.9					
市 債	8,962,300	17.2	0	0.0					
合 計	52,037,723	100.0	22,707,842	43.6	合 計	52,037,723	100.0	21,524,414	41.4

※歳入の国庫支出金、県支出金、繰越金及び市債については、繰越明許費繰越財源を、歳出の総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、観光費、土木費、消防費及び教育費については、繰越明許費繰越額を含みます。

○ 市税の状況

(単位 千円)

項目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	備考
市民税	6,964,692	43.2	3,552,636	51.0	
固定資産税	6,659,331	41.3	3,928,353	59.0	
軽自動車税	268,500	1.7	267,535	99.6	
市たばこ税	815,476	5.1	352,171	43.2	
特別土地保有税	1	0.0	0	0.0	
入湯税	9,000	0.1	7,457	82.9	
都市計画税	1,393,000	8.6	824,379	59.2	
合計	16,110,000	100.0	8,932,531	55.4	

○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

項目	予算現額	構成割合 %	備考
消費的経費	28,431,383	54.6	
人件費	8,267,818	15.9	
物件費	7,252,459	13.9	※
維持補修費	364,439	0.7	※
扶助費	9,206,442	17.7	
補助費等	3,340,225	6.4	※
投資的経費	10,657,760	20.5	
普通建設事業	10,657,724	20.5	※
災害復旧事業	36	0.0	
失業対策事業	0	0.0	
その他の経費	12,948,580	24.9	
貸付金	4,306	0.0	
公債費	5,499,457	10.6	
投資及び 出資金	246,700	0.5	
積立金	54,189	0.1	
繰出金	7,093,928	13.6	
予備費	50,000	0.1	
合計	52,037,723	100.0	

※繰越明許費繰越額を含みます。

3 平成24年度一般会計予算の執行状況

(単位 千円)

歳 入					歳 出				
項 目	最終予算額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	支出済額 (B)	(B)／(A) %
市 税	16,050,000	33.4	16,556,784	103.2	議 会 費	361,796	0.8	357,809	98.9
地 方 譲 与 税	335,001	0.7	365,400	109.1	総 務 費	5,201,892	10.8	4,603,205	88.5
利 子 割 交 付 金	40,000	0.1	48,499	121.2	民 生 費	16,020,725	33.3	15,699,151	98.0
配 当 割 交 付 金	25,000	0.1	38,390	153.6	衛 生 費	4,752,061	9.9	4,515,040	95.0
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,000	0.0	9,543	190.9	労 働 費	224,930	0.5	207,328	92.2
地 方 消 費 税 交 付 金	1,220,000	2.5	1,244,639	102.0	農 林 水 産 業 費	1,300,399	2.7	851,072	65.4
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	15,000	0.0	18,065	120.4	商 工 費	453,627	0.9	441,932	97.4
自 動 車 取 得 税 交 付 金	100,001	0.2	128,782	128.8	観 光 費	467,958	1.0	378,726	80.9
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	57,451	0.1	57,451	100.0	土 木 費	6,106,879	12.7	4,854,842	79.5
地 方 特 例 交 付 金	73,217	0.2	73,217	100.0	消 防 費	3,269,126	6.8	2,784,428	85.2
地 方 交 付 税	10,629,950	22.1	10,992,661	103.4	教 育 費	4,651,314	9.7	3,709,728	79.8
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	20,397	0.0	21,366	104.8	災 害 復 旧 費	15,507	0.0	13,670	88.2
分 担 金 及 び 負 担 金	985,069	2.0	990,111	100.5	公 債 費	5,196,357	10.8	5,194,954	100.0
使 用 料 及 び 手 数 料	362,526	0.8	380,871	105.1	諸 支 出 金	2	0.0	0	0.0
国 庫 支 出 金	6,587,376	13.7	5,712,143	86.7	予 備 費	39,809	0.1	0	0.0
県 支 出 金	2,751,011	5.7	2,642,806	96.1					
財 産 収 入	119,976	0.3	181,881	151.6					
寄 附 金	38,773	0.1	43,769	112.9					
繰 入 金	192,294	0.4	185,215	96.3					
繰 越 金	1,075,871	2.2	1,075,872	100.0					
諸 収 入	606,969	1.3	670,571	110.5					
市 債	6,771,500	14.1	4,697,300	69.4					
合 計	48,062,382	100.0	46,135,336	96.0	合 計	48,062,382	100.0	43,611,885	90.7

※歳入の国庫支出金、県支出金、繰越金及び市債については、繰越明許費繰越財源を、歳出の総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費及び災害復旧費については、繰越明許費繰越額を含みます。

○ 市税の状況

(単位 千円)

項目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	備考
市民税	7,056,832	44.0	7,333,941	103.9	
固定資産税	6,589,167	41.1	6,754,483	102.5	
軽自動車税	263,000	1.6	269,556	102.5	
市たばこ税	756,000	4.7	770,524	101.9	
特別土地保有税	1	0.0	0	0.0	
入湯税	7,000	0.0	10,571	151.0	
都市計画税	1,378,000	8.6	1,417,709	102.9	
合計	16,050,000	100.0	16,556,784	103.2	

○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

項目	支出済額	構成割合 %	備考
消費的経費	26,793,317	61.4	
人件費	8,377,136	19.2	
物件費	6,215,033	14.2	※
維持補修費	358,322	0.8	
扶助費	9,056,886	20.8	
補助費等	2,785,940	6.4	※
投資的経費	3,885,724	8.9	
普通建設事業	3,872,054	8.9	※
災害復旧事業	13,670	0.0	※
失業対策事業	0	0.0	
その他の経費	12,932,844	29.7	
貸付金	3,400	0.0	
公債費	5,194,954	11.9	
投資及び 貸付金	408,870	1.0	※
積立金	603,252	1.4	
繰出金	6,722,368	15.4	
予備費	0	0.0	
合計	43,611,885	100.0	

※ 繰越明許費繰越額を含みます。

4 特別会計の状況

(単位 千円)

会 計 別	平成24年度予算の執行状況			平成25年度予算の状況		
	最終予算額	収入済額	支出済額	現計予算額	収入済額	支出済額
国民健康保険特別会計	13,820,866	14,119,254	13,466,932	14,227,069	6,019,997	5,713,849
後期高齢者医療特別会計	2,515,962	2,501,121	2,462,681	2,566,353	1,314,038	1,101,943
介護保険特別会計	11,460,792	11,524,169	11,237,143	11,891,840	5,841,178	4,770,147
住宅新築資金等貸付事業 特 別 会 計	11,151	26,894	11,133	8,108	19,003	3,868
農業集落排水事業特別会計	78,325	79,474	72,878	163,340	95,775	68,068
観光交通対策特別会計	556,348	606,222	515,248	665,273	398,764	387,193
土地取得特別会計	71,409	20,380	20,380	201,212	1,380	1,380
合 計	28,514,853	28,877,514	27,786,395	29,723,195	13,690,135	12,046,448

5 市債の状況

(単位 千円)

目 的 別		借 入 先 別		
一 般 会 計 債	45,825,688	政府資金	財 務 省	18,367,872
総 務 債	2,384,274		日 本 郵 政 公 社	2,856,784
民 生 債	896,930	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構		11,617,187
衛 生 債	1,214,439	三 重 県		133,523
労 働 債	39,078	共 済 組 合 等		1,623,706
農 林 水 産 業 債	1,762,192	銀 行 等		11,250,710
商 工 債	129,873			
観 光 債	10,600			
土 木 債	12,854,316			
公 営 住 宅 債	686,434			
消 防 債	1,109,477			
教 育 債	4,434,949			
災 害 復 旧 債	56,259			
減 税 補 て ん 債	1,290,134			
臨 時 税 収 補 て ん 債	273,983			
臨 時 財 政 対 策 債	18,419,186			
借 換 債	263,564			
特 別 会 計 債	24,094			
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 債	24,094			
合 計	45,849,782	合 計		45,849,782

6 一時借入金の状況

区 分	借入金残金	借入先	備 考
—	—	—	

7 市有財産の状況

区 分		現 在 高	備 考
土 地		3,937,194.85 m ²	
建 物		377,457.67 m ²	
動 産		3 個	
物 権		2,208.55 m ²	
基 金		24,087,154 千円	
有 価 証 券 ・ 出 資 金 等		1,556,162 千円	
物品取得価格50万円 以上のもの	車 両	313 台	
	そ の 他	561 点	

伊勢市長選挙選挙長告示第1号

平成25年10月27日執行の伊勢市長選挙における候補者として、下記のとおり届出があったので、公職選挙法第86条の4第11項の規定により告示します。

平成25年10月20日

伊勢市長選挙

選挙長 鈴木 市郎

記

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	候補者氏名	性 別	本 籍	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業	ウェブサイト等のアドレス
1	平成25年10月20日	本人 届出	おさだ 朗 <small>（おさだ 朗）</small>	男	三重県伊勢市宇治中之切町95番地4	三重県伊勢市宇治今在家町641番地3	S29.5.16	59	無 所 属	市議会議員	http://www.osada-akira.net
2	平成25年10月20日	本人 届出	田谷 たけし <small>（たが たけし）</small>	男	奈良県宇陀郡萱爾村大字長野943番地	三重県伊勢市田尻町109番地1	S39.8.17	49	無 所 属	(株)田合林業 代表取締役	http://tagotakeshi.jp
3	平成25年10月20日	本人 届出	鈴木 健一 <small>（すずき けんいち）</small>	男	三重県四日市市西坂部町3746番地	三重県伊勢市勢田町1054番地3	S50.12.3	37	無 所 属	市長	http://www.ise-suzuken.com/

伊勢市議会議員選挙選挙長告示第1号

平成25年10月27日執行の伊勢市議会議員選挙における候補者として、下記のとおり届出があったので、公職選挙法第86条の4第11項の規定により告示します。

平成25年10月20日

伊勢市議会議員選挙

選挙長 鈴木市郎

記

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	候補者氏名	性 別	本 籍	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業	ウェブサイト等のアドレス
1	平成25年10月20日	本人 届出	中村 とよじ	男	三重県伊勢市東豊浜町4548番地	三重県伊勢市東豊浜町4548番地	S 18. 9. 13	70	無所属	市議会議員	
2	平成25年10月20日	本人 届出	西田 ただし	男	三重県伊勢市船江二丁目1981番地9	三重県伊勢市船江二丁目30番22号	S 35. 1. 6	53	自由民主党	無職	http://ise-tadashi.jugem.jp
3	平成25年10月20日	本人 届出	鈴木 とよし	男	三重県伊勢市下野町668番地	三重県伊勢市下野町668番地	S 24. 11. 1	63	無所属	無職	
4	平成25年10月20日	本人 届出	辻 たかき	男	三重県伊勢市一之木五丁目1008番地8	三重県伊勢市一之木五丁目14番51号	S 36. 4. 20	52	公明党	会社役員	http://www.komei.or.jp/giin/ise/ /tsuji_takaki
5	平成25年10月20日	本人 届出	藤原 きよふみ	男	三重県伊勢市宮後三丁目776番地2	三重県伊勢市宮後三丁目2番23号	S 31. 7. 3	57	無所属	株式会社藤原商店 代表取締役	http://www.amigo2.ne.jp/~fussan
6	平成25年10月20日	本人 届出	黒木 きよはる	男	三重県伊勢市大倉町1553番地9	三重県伊勢市大倉町1553番地9	S 29. 4. 13	59	日本共産党	市議会議員	kuroki@khaki.plala.or.jp
7	平成25年10月20日	本人 届出	やまね 陸司	男	三重県伊勢市中島一丁目7番	三重県伊勢市宮川二丁目4番53号	S 29. 7. 6	59	無所属	会社員	
8	平成25年10月20日	本人 届出	佐之井 久紀	男	三重県伊勢市村松町3933番地	三重県伊勢市村松町3933番地	S 15. 4. 17	73	無所属	行政書士	
9	平成25年10月20日	本人 届出	はまじょう 幸久	男	三重県伊勢市二見町光の街1006番地5	三重県伊勢市二見町光の街1006番地5	S 21. 11. 26	66	無所属	株式会社エキテックノ社長	
10	平成25年10月20日	本人 届出	福井 てるお	男	三重県伊勢市二見町西1130番地7	三重県伊勢市二見町西1130番地7	S 24. 6. 7	64	無所属	建築設備計業	http://ameblo.jp/fukuitero/
11	平成25年10月20日	本人 届出	上村 かずお	男	三重県伊勢市朝熊町1430番地2	三重県伊勢市船江三丁目21番19号	S 38. 11. 19	49	無所属	会社員	
12	平成25年10月20日	本人 届出	くむら 二三	男	三重県伊勢市二見町今一色77番地2	三重県伊勢市二見町今一色77番地2	S 21. 8. 20	67	無所属	無職	http://iseheiya.com/kumura/
13	平成25年10月20日	本人 届出	西山 則夫	男	三重県伊勢市常磐一丁目792番地	三重県伊勢市常磐一丁目23番6号	S 24. 6. 29	64	無所属	市議会議員	
14	平成25年10月20日	本人 届出	宿 のりやす	男	三重県伊勢市通町123番地3	三重県伊勢市尾上町9番30号	S 30. 11. 21	57	無所属	行政書士	
15	平成25年10月20日	本人 届出	杉村 定勇	男	三重県伊勢市大湊町1118番地142	三重県伊勢市大湊町1118番地142	S 15. 4. 28	73	無所属	無職	
16	平成25年10月20日	本人 届出	浜口 和久	男	三重県伊勢市村松町3985番地	三重県伊勢市村松町3985番地	S 35. 1. 22	53	無所属	市議会議員	
17	平成25年10月20日	本人 届出	野崎 りゅうた	男	三重県伊勢市小俣町元町1084番地	三重県伊勢市小俣町元町1084番地	S 58. 5. 19	30	自由民主党	市議会議員	
18	平成25年10月20日	本人 届出	中山 ひろし	男	三重県伊勢市小俣町明野388番地26	三重県伊勢市小俣町明野388番地26	S 15. 11. 25	72	無所属	市議会議員	
19	平成25年10月20日	本人 届出	小山 敬	男	三重県志摩市志摩町片田2984番地1	三重県伊勢市大世古四丁目4番34号	S 23. 7. 17	65	無所属	建築設計監理	http://www.facebook.com/bin. koyama
20	平成25年10月20日	本人 届出	北村 まさる	男	三重県伊勢市御園町高向2588番地	三重県伊勢市御園町高向2588番地	S 35. 8. 13	53	無所属	農業	http://www.facebook.com/Find-Friends/browsers/ #1/masaru.kiyama.389
21	平成25年10月20日	本人 届出	品川 幸久	男	三重県伊勢市一之木三丁目456番地1	三重県伊勢市一之木三丁目15番4号	S 34. 8. 21	54	無所属	市議会議員	
22	平成25年10月20日	本人 届出	橋本 ひろひろこ	男	三重県伊勢市大湊町1038番地	三重県伊勢市大湊町111番地8	S 29. 3. 20	59	日本共産党	学習塾経営	kuschin@amigo2.ne.jp
23	平成25年10月20日	本人 届出	山本 正一	男	三重県伊勢市宮後一丁目252番地	三重県伊勢市神久五丁目5番45号	S 19. 12. 26	68	自由民主党	有限会社つた運輸 代表取締役	

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業	ウェブサイト等のアドレス
24	平成25年10月20日	本人 届出	せこ 明	男	三重県伊勢市津村町841番地	三重県伊勢市津村町856番地	S 35. 4. 16	53	無 所 属	会社員	
25	平成25年10月20日	本人 届出	岡田 よしゆき	男	三重県伊勢市二見町溝口455番地1	三重県伊勢市二見町溝口455番地1	S 47. 9. 5	41	無 所 属	会社役員	
26	平成25年10月20日	本人 届出	上田 修一	男	三重県伊勢市辻久留三丁目377番地2	三重県伊勢市辻久留三丁目1番30号	S 24. 2. 7	64	無 所 属	市議会議員	
27	平成25年10月20日	本人 届出	野口 よしこ	女	三重県伊勢市上地町2541番地	三重県伊勢市上地町2541番地	S 15. 12. 25	72	無 所 属	農 業	
28	平成25年10月20日	本人 届出	世古口 しんご	男	三重県伊勢市御薗町王中島585番地	三重県伊勢市御薗町王中島585番地	S 17. 1. 8	71	無 所 属	農 業	
29	平成25年10月20日	本人 届出	吉岡 かっひろ	男	三重県伊勢市小俣町元町643番地	三重県伊勢市小俣町元町643番地	S 45. 1. 18	43	無 所 属	市議会議員	http://www.ami.go2.ne.jp/~katuhiro/
30	平成25年10月20日	本人 届出	吉井 うた子	女	三重県伊勢市辻久留一丁目187番地27	三重県伊勢市小俣町明野347番地7	S 37. 6. 30	51	公 明 党	市議会議員	u-chan.43d88@ezweb.ne.jp

伊勢市議会議員選挙選挙長告示第2号

平成25年10月27日執行の伊勢市議会議員選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所を、下記のとおり定めましたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示します。

平成25年10月20日

伊勢市議会議員選挙

選挙長 鈴木市郎

記

- 1 日 時 平成25年10月24日（木） 午後5時30分
- 2 場 所 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市役所東庁舎4階 選挙管理委員会事務局

伊勢市選挙管理委員会告示第 66 号

平成 25 年 10 月 27 日執行予定の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙におけるポスター掲示場を、別紙のとおり設置します。

平成 25 年 10 月 19 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木 市郎

平成25年執行 伊勢市長・伊勢市議会議員選挙 ポスター掲示場設置場所一覧表

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
進修	宇治館町	宇治館町183-1 西井勝久宅東側駐車場	(1) 1
進修	宇治浦田1丁目	宇治浦田1丁目1 神宮祭主職舎前北側	(1) 2
進修	宇治中之切町	宇治中之切町 神宮会館前国道23号歩道	(1) 3
進修	宇治浦田1丁目	宇治浦田1丁目 宇治浦田街路広場 赤福五十鈴川店北側道路沿い	(1) 4
進修	宇治浦田2丁目	宇治浦田2丁目 進修小学校正門横フェンス	(1) 5
進修	宇治浦田3丁目	宇治浦田3丁目20-19 滝倉団地久保豊宅北側公園	(1) 6
進修	宇治浦田3丁目	宇治浦田3丁目21-15 (県道沿) 清原鍛金前ガードレール	(1) 7
高麗広	宇治今在家町	宇治今在家町626 (高麗広) 山端一敏宅前県道沿	(2) 8
高麗広	宇治今在家町 551	宇治今在家町 (高麗広) 市立高麗広公民館入口	(2) 9
修道第1	桜木町	桜木町 富樫公園	(3) 10
修道第1	桜木町	桜木町 市営住宅旭ヶ台団地 旭ヶ台公園横ガードレール	(3) 11
修道第1	桜木町	桜木町55-1 さくらぎ保育所横空地	(3) 12
修道第1	中之町	中之町 市道外宮内宮線中之町交差点東	(3) 13
修道第1	中之町 232-41	中之町232-43 中之町公園	(3) 14
修道第1	中村町桜が丘 8	市営住宅中村町団地西 ガードレール	(3) 15
修道第1	中村町桜が丘	中村町桜が丘住宅 桜が丘公園南側	(3) 16
修道第2	楠部町	楠部町38-10河村正次宅向側駐車場	(4) 17
修道第2	楠部町	楠部町 市営庭球場駐車場フェンス	(4) 18
修道第2	古市町	勢田町814-6 中川六郎宅前ガードレール	(4) 19
修道第2	勢田町 941-157	勢田町941-88 古布幸元宅東隣空地	(4) 20

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
修道第2	倭町	倭町(県道鳥羽松阪線沿) 天理教三重教務支庁前	(4) 21
明倫第1	尾上町	尾上町 小田橋東詰橋詰公園	(5) 22
明倫第1	岡本1丁目 13	岡本1丁目13 岡本公園南向側ガードレール	(5) 23
明倫第1	岡本1丁目 3-3	岡本1丁目3-3 百五銀行伊勢支店前植込み	(5) 24
明倫第1	岡本3丁目 1	市立郷土資料館東側 旧豊宮崎文庫跡東側	(5) 25
明倫第1	岡本3丁目 3	岡本3丁目3-17 三重近鉄タクシー車庫北側	(5) 26
明倫第1	勢田町	勢田町 八束橋南勢田川沿	(5) 27
明倫第2	岩渕1丁目 3-19	岩渕1丁目3-19 真珠会館前フェンス	(6) 28
明倫第2	岩渕1丁目 7-29	岩渕1丁目7-29 伊勢市役所前	(6) 29
明倫第2	岩渕1丁目 13	岩渕1丁目13 伊勢市観光文化会館前東側	(6) 30
明倫第2	岩渕2丁目	岩渕公園	(6) 31
明倫第2	岩渕3丁目 3	岩渕3丁目3-30 西村和也宅前(県道沿)	(6) 32
明倫第2	吹上1丁目 11	吹上1丁目11 JR吹上踏切北側歩道	(6) 33
明倫第2	岩渕2丁目 8	岩渕2丁目8 桜橋西詰南側(勢田川沿)	(6) 34
有緝第1	河崎1丁目 2	河崎1丁目2 中寺前公園東側	(7) 35
有緝第1	河崎1丁目 9	河崎1丁目9番24号 伊勢米穀企業組合倉庫前	(7) 36
有緝第1	河崎1丁目 14	河崎1丁目14 鶴辺公園西側	(7) 37
有緝第1	河崎2丁目 2	河崎2丁目10-2 谷口石油店南向側空地	(7) 38
有緝第1	河崎1丁目 4	河崎1丁目4 旭公園北側	(7) 39
有緝第1	河崎3丁目 16	河崎3丁目16 北新橋東詰空地ガードレール	(7) 40

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所		摘要
有緝第1	河崎3丁目 3	河崎3丁目3-26 河崎南側公民館前		(7) 41
有緝第2	船江2丁目 3	船江2丁目3 有緝公園南側		(8) 42
有緝第2	船江1丁目 16	船江1丁目16 雇用促進住宅東側フェンス		(8) 43
有緝第2	船江2丁目 12	船江2丁目12 築地公園西側		(8) 44
有緝第2	船江2丁目 1616-25	船江2丁目28 川井 悟宅横 空地		(8) 45
有緝第2	船江1丁目 3	船江1丁目3 船江公園南側		(8) 46
有緝第2	船江1丁目 11	船江1丁目11 社前公園東側		(8) 47
有緝第3	船江3丁目 8	船江3丁目8 的場公園東側		(9) 48
有緝第3	船江3丁目	船江3丁目3 県道(八間道路)沿ガードレール		(9) 49
有緝第3	船江3丁目 15	船江3丁目11 新道公園東側		(9) 50
有緝第3	船江4丁目 29	船江4丁目29 さつき公園南側		(9) 51
有緝第3	船江3丁目 16	船江3丁目16-37 牛虎ハイジ-前ガードレール(桧尻川沿)		(9) 52
有緝第3	船江4丁目 7	船江4丁目7 エバーグリーン船江公園南側		(9) 53
厚生第1	一之木1丁目 3	一之木1丁目3-6 須原大社前		(10) 54
厚生第1	一之木2丁目 11	一之木2丁目11 中央公園北側		(10) 55
厚生第1	一之木3丁目 19	一之木3丁目12-19 小西酒店北側駐車場		(10) 56
厚生第1	一之木5丁目	桧尻川沿い 市道一之木12-1号線敷地		(10) 57
厚生第1	一之木5丁目 5	一之木5丁目5-3 厚生中学校運動場西側フェンス		(10) 58
厚生第1	一之木5丁目 15	さつき園入口付近 岡名清次郎宅前ガードレール(桧尻川沿)		(10) 59
厚生第2	宮後2丁目 2	宮後2丁目2 刃物の中屋東側ガードレール		(11) 60

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所		摘要
厚生第2	宮後2丁目 25	宮後2丁目25 山本ビル北側駐車場		(11) 61
厚生第2	宮後2丁目 22	宮後2丁目22-15 白米写真館前ガードレール		(11) 62
厚生第2	宮後2丁目 26-26	宮後2丁目26-26立正校成会南側水路 ガードレール		(11) 63
厚生第2	宮後3丁目 1	宮後3丁目1-20 森田和寛宅駐車場南側		(11) 64
厚生第2	宮後2丁目	宮後公園南側フェンス		(11) 65
厚生第3	宮後1丁目 9	一志町1-4 厚生小学校正門右側フェンス		(12) 66
厚生第3	一志町 5-1	一志町5-1 北御門広場前		(12) 67
厚生第3	八日市場町 13	八日市場町13 市立図書館前植込み		(12) 68
厚生第3	大世古1丁目 10	大世古1丁目10 大豊和紙工業株前		(12) 69
厚生第3	大世古4丁目 2	大世古4丁目2 大世古公園南側		(12) 70
厚生第3	曾祢1丁目 9	曾祢1丁目9 株音羽(元愛知銀行)駐車場西側フェンス		(12) 71
厚生第3	曾祢2丁目 6	曾祢2丁目6 奥新町公園西側		(12) 72
早修	宮町1丁目 15	宮町1丁目15 今社公園北側		(13) 73
早修	常磐1丁目 8	常磐1丁目8 清之井公園西側		(13) 74
早修	常磐1丁目 17	常磐1丁目17 JR山田上り駅前西側フェンス		(13) 75
早修	常磐3丁目 8	常磐3丁目8 市民武道館東側		(13) 76
早修	浦口1丁目 11	浦口1丁目11 出口公園東側		(13) 77
早修	浦口2丁目 13	浦口2丁目13 浦口公園西側		(13) 78
早修	浦口3丁目 1	浦口3丁目1 法住院かさもり稲荷西側フェンス		(13) 79
中島第1	浦口4丁目 26	浦口4丁目26-19 宇田クリニック横空地		(14) 80

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
中島第1	二俣1丁目 2	二俣1丁目2 中島小学校 南側フェンス	(14) 81
中島第1	二俣3丁目 1	二俣3丁目1-30 福岡明子宅東側	(14) 82
中島第1	二俣4丁目 4	二俣4丁目4 横浜ゴム徳川山社宅東側	(14) 83
中島第1	辻久留1丁目 15	辻久留1丁目15-5 喜久や菓子店横市道沿	(14) 84
中島第1	辻久留2丁目 8	辻久留2丁目 勢田川浄化揚水機場フェンス	(14) 85
中島第2	中島1丁目 3	中島1丁目3 出雲神社東側道沿	(15) 86
中島第2	中島1丁目 15	中島1丁目15 (度会橋東詰) 度会橋バス停前向側ガードレール	(15) 87
中島第2	中島2丁目 2	中部電力度会橋変電所 東向側公園西側対面水路添ガードレール	(15) 88
中島第2	中島2丁目 6	中島2丁目 小川公園東側	(15) 89
中島第2	宮川1丁目 6-25	宮川1丁目11 若宮八幡宮南側駐車場	(15) 90
中島第2	宮川1丁目 3	宮川1丁目3-3 西村治雄宅東側空地	(15) 91
中島第2	宮川2丁目	千巻印刷産業(株) 駐車場 (市長) 東出忠宅塀 (市議)	(15) 92
中島第3	辻久留3丁目 307-4	県道南島線 宮本建設(株)筋向い空地	(16) 93
中島第3	辻久留3丁目 4	辻久留3丁目4-37 上田忠生宅西側	(16) 94
中島第3	二俣町	二俣町 市道宮川郷1号線ガードレール	(16) 95
中島第3	辻久留3丁目 12	済美学院駐車場	(16) 96
中島第3	辻久留3丁目 17	済美学院運動場金網	(16) 97
中島第3	辻久留3丁目 20	三郷山上り口左空地	(16) 98
中島第3	辻久留町	辻久留台第三公園	(16) 99
神社	神社港 294	神社港294 神社小学校 北側フェンス	(17) 100

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
神社	竹ヶ鼻町	港中学西側 フェンス	(17) 101
神社	小木町	ララパーク前バス停横	(17) 102
神社	小木町	小木町公民館前公園	(17) 103
神社	馬瀬町	馬瀬町681 林文久宅向側 市道ガードレール	(17) 104
神社	下野町	下野町公民館前	(17) 105
大湊	大湊町	市立大湊小学校西側フェンス	(18) 106
大湊	大湊町	大湊町明神ポンプ場前ガードレール	(18) 107
大湊	大湊町	大湊町民会館前広場	(18) 108
大湊	大湊町 656	(株) 鈴工前塀	(18) 109
大湊	大湊町	大湊町413-9 森浩章宅横畑	(18) 110
大湊	大湊町	大湊町みどり苑大湊町264-66 大西 貢宅前ガードレール	(18) 111
浜郷第1	神久1丁目	寝起松公園内西側植込み	(19) 112
浜郷第1	神田久志本町	神田久志本町 伊勢市消防本部整備工場前	(19) 113
浜郷第1	神久2丁目	神久2丁目7-15 日本通運(株)伊勢支店西側フェンス	(19) 114
浜郷第1	神久4丁目 263-2	三重県南部自動車整備協同組合西側畑	(19) 115
浜郷第1	神久4丁目	神久4丁目9-3 松山克博宅西側空地	(19) 116
浜郷第1	神久5丁目	神久5丁目3-20 山本記久博宅前空地	(19) 117
浜郷第1	神久6丁目	神久6丁目8-25 二軒茶屋餅店西側第二駐車場	(19) 118
浜郷第2	黒瀬町	浜郷小学校西側フェンス	(20) 119
浜郷第2	黒瀬町	黒瀬児童公園南側	(20) 120

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
浜郷第2	田尻町	勢田大橋北詰 磯田工務店前	(20) 121
浜郷第2	田尻町	牟山中臣神社前	(20) 122
浜郷第2	通町	栄通神社前	(20) 123
浜郷第3	一色町	一色町1299 鈴木市郎宅向側堤防沿	(21) 124
浜郷第3	一色町	一色町1649 石原修身宅向側	(21) 125
浜郷第3	一色町	一色大橋上り口県道沿ガードレール	(21) 126
浜郷第3	一色町	一色町公民館北側フェンス	(21) 127
浜郷第3	一色町	一色神社東側	(21) 128
宮本第1	藤里町	藤里町648-4 斉田保夫宅 西側柿畑	(22) 129
宮本第1	藤里町	J A伊勢蓮台寺柿共同選果場前広場	(22) 130
宮本第1	藤里町	奥野道宅向側	(22) 131
宮本第1	旭町	宮本1号線旭橋東側空地	(22) 132
宮本第1	旭町	旭町麵房柿右衛門道路向側ガードレール	(22) 133
宮本第1	旭町	市営住宅旭町団地東側畑	(22) 134
宮本第1	前山町	宮本地区コミュニティセンター三角地	(22) 135
宮本第1	藤里町	伊勢市上水道ふじが丘 加圧ポンプ場南側空地	(22) 136
宮本第1	前山町	市道宮本2号線 藤原商店作業場 向側空地	(22) 137
宮本第2	大倉町	うぐいす台1号公園西側フェンス	(23) 138
宮本第2	大倉町	大倉町45 岡田長平宅向側柿畑	(23) 139
宮本第2	佐八町	佐八町2287 佐八小学校前フェンス	(23) 140

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
宮本第2	佐八町	佐八町公民館広場	(23) 141
宮本第2	津村町	市道宮本4号線津村新道 山下修宅東側畑	(23) 142
宮本第2	津村町	津村町公民館広場	(23) 143
豊浜第1	西豊浜町	丁塚古墳北公園西側	(24) 144
豊浜第1	西豊浜町	西豊浜町1779 豊浜西小学校体育館西側フェンス	(24) 145
豊浜第1	西豊浜町	野依ふれあい公園入口付近	(24) 146
豊浜第1	西豊浜町	西豊浜町747-1 藤原長司(徹也)宅南側ブロック塀	(24) 147
豊浜第1	西豊浜町	西豊浜町6053 大藪敏男宅横空地	(24) 148
豊浜第1	植山町	植山町486 植山町民会館南側フェンス	(24) 149
豊浜第1	磯町	磯町 磯町資源ごみステーション西側空地	(24) 150
豊浜第2	東豊浜町	東豊浜魚市場西入口付近	(25) 151
豊浜第2	東豊浜町	東豊浜町1159 北川健三宅東側畑	(25) 152
豊浜第2	東豊浜町	東豊浜町3636 中村 秋代氏所有地	(25) 153
豊浜第2	東豊浜町	東豊浜町299 豊浜東小学校 東側フェンス	(25) 154
豊浜第2	東豊浜町	西条排水機場付近東側	(25) 155
豊浜第2	東豊浜町	西条公民館西側ブロック塀	(25) 156
豊浜第2	檜原町	檜原町594 森下守雄宅前 市道檜原堤線(堤防)沿ガードレール	(25) 157
豊浜第2	東豊浜町	東豊浜町3224 河辺孝明宅西側ブロック塀	(25) 158
北浜第1	有滝町	漁免道路入口 天白商店作業所東側空地	(26) 159
北浜第1	有滝町	旧有滝町バス停広場地蔵尊前	(26) 160

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
北浜第1	有滝町	有滝町民会館前	(26) 161
北浜第1	有滝町	伊勢湾漁業協同組合 有滝支所 西側空地	(26) 162
北浜第1	有滝町	J A伊勢北浜支店有滝西側空地	(26) 163
北浜第1	有滝町	有滝町2034 廣山晶彦宅ブロック塀内側	(26) 164
北浜第1	有滝町	有滝町バス停前南側空地	(26) 165
北浜第2	村松町	伊勢市役所北浜地区コミュニティセンタ ー西側	(27) 166
北浜第2	村松町	村松町民会館前	(27) 167
北浜第2	村松町	仲由水産㈱入口西側 県道ガードレール	(27) 168
北浜第2	村松町	村松町1883-3 サンコーデンキ北浜店南側松林	(27) 169
北浜第2	村松町	村松町舟神龍宮南側	(27) 170
北浜第2	村松町	亀池橋村松排水機場東側	(27) 171
北浜第2	村松町	村松町3292 北浜小学校正門西側フェンス	(27) 172
北浜第3	東大淀町	東大淀口バス停西側 県道沿い	(28) 173
北浜第3	東大淀町	東大淀町351 東大淀小学校正門西側ブロック塀	(28) 174
北浜第3	東大淀町	東大淀町187 北村物産㈱工場東側畑	(28) 175
北浜第3	東大淀町	村松町4091-1 戸上純夫宅北側	(28) 176
北浜第3	東大淀町	J A伊勢北浜支店東大淀給油所向側畑	(28) 177
北浜第3	柏町	沢村啓治宅東側空地	(28) 178
北浜第3	柏町	柏団地入口案内板西向側空地	(28) 179
北浜第3	東大淀町	東大淀町104-1 大忠食品(株) 東側空地	(28) 180

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
城田第1	上地町	上地町公民館前	(29) 181
城田第1	上地町	上地町1708-1 中村正己宅東側畑	(29) 182
城田第1	上地町	上地町東組公民館西側畑	(29) 183
城田第1	上地町	上地町3865 永井初己宅西側畑	(29) 184
城田第1	上地町	中久保湯田野公民館前	(29) 185
城田第1	上地町	上地町(湯田野)3361 中井忠彦宅東側畑	(29) 186
城田第1	上地町	上地町2525(六軒屋) 吉澤一雄宅敷地内	(29) 187
城田第2	粟野町	県営住宅粟野団地東側	(30) 188
城田第2	粟野町	粟野農業研修センター北側	(30) 189
城田第2	中須町	中須町1267 中西正己宅北側空地	(30) 190
城田第2	中須町	中須町41 中西とも子宅向側空地	(30) 191
城田第2	中須町	中須町771 世古口菊夫宅南側空地	(30) 192
城田第2	川端町	川端町62 倉井美郎宅西側空地	(30) 193
城田第2	川端町	川端町312 東建設東側道路沿	(30) 194
四郷第1	中村町	中村公園	(31) 195
四郷第1	中村町	中村町843 田辺太一宅東側畑	(31) 196
四郷第1	楠部町	263-112 五十鈴が丘団地東入口 第一開発(株)現地案内所西側空地	(31) 197
四郷第1	楠部町	近鉄五十鈴川駅前東側空地	(31) 198
四郷第1	楠部町	3158 緑ヶ丘団地 緑ヶ丘2号公園西側	(31) 199
四郷第1	楠部町	1717-13 刀祢邦博宅西側空地	(31) 200

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
四郷第1	楠部町	四郷小学校東側道路残地	(31) 201
四郷第1	一字田町 752	一字田町791 坂口商店前畑	(31) 202
四郷第2	朝熊町 1677-4	朝熊町1911-1 スナック峰子駐車場東詰	(32) 203
四郷第2	朝熊町	新朝熊橋東側ガードレール	(32) 204
四郷第2	朝熊町	朝熊町1066-1 大西富美子宅西側	(32) 205
四郷第2	朝熊町	近鉄朝熊駅前ガード広場	(32) 206
四郷第2	朝熊町	横橋東側朝熊川沿ガードレール	(32) 207
四郷第2	朝熊町 1677-11	朝熊市民館東側フェンス	(32) 208
四郷第2	朝熊町	朝熊町(大久保) 石田建設西側空地	(32) 209
四郷第2	朝熊町 1724	朝熊町2602-51 東工業所西側空地	(32) 210
四郷第3	鹿海町 1301-9	鹿海町703 北島庄八宅 西側畑	(33) 211
四郷第3	鹿海町	鹿海町公民館前	(33) 212
四郷第3	鹿海町	伊勢・杜の宮内公園南側	(33) 213
四郷第3	鹿海町	鹿海町171-2 奥野昌美宅東側	(33) 214
四郷第3	鹿海町 741	鹿海町726-1 杉本彰宅東側田	(33) 215
沼木第1	上野町	上野町324-4(昭和苑入口付近) 巽四郎宅前畑	(34) 216
沼木第1	上野町 347-1	上野町サンパークタウン伊勢南 入口南側山林	(34) 217
沼木第1	上野町	上野町976-3 岡常生宅西側畑	(34) 218
沼木第1	上野町	上野町876-1 岡 収一宅前	(34) 219
沼木第1	上野町	上野町1276 岡 元保宅向側ガードレール	(34) 220

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所		摘要
沼木第1	上野町	上野町1280 岡 晃宅南側		(34) 221
沼木第1	上野町	J A伊勢葬祭センター前		(34) 222
沼木第1	上野町	伊勢市役所沼木地区コミュニティセンター前		(34) 223
沼木第1	上野町	上野町 上野第2公園西側		(34) 224
沼木第1	上野町	上野町1613 山上有司宅前空地 (三角地)		(34) 225
沼木第2	円座町	栄団地バス停前 (栄団地入口付近県道伊勢南島線沿い)		(35) 226
沼木第2	円座町	円座町1570 越賀定一宅横畑		(35) 227
沼木第2	円座町	円座町1267 森本保一宅向側ブロック塀		(35) 228
沼木第2	神菌町	光徳寺前		(35) 229
沼木第2	神菌町	神菌町1123 坂本幸弘宅前南側空地		(35) 230
沼木第3	横輪町	横輪バス停横輪茶屋横空地		(36) 231
沼木第3	横輪町	420	横輪橋東詰空地	(36) 232
沼木第3	横輪町	760-1	横輪公民館前ガードレール	(36) 233
沼木第3	横輪町	横輪町285 桂林寺前空地		(36) 234
沼木第4	矢持町下村	522	みどり保育園正門前向側	(37) 235
沼木第4	矢持町菖蒲	矢持橋手前左側空地		(37) 236
沼木第4	矢持町上村	上村バス停横		(37) 237
沼木第4	矢持町床木	床ノ木三交バス停付近		(37) 238
二見第1	二見町松下	2025	松下区会前公園フェンス沿	(38) 239
二見第1	二見町松下	555-3	松下所有地前	(38) 240

		市町名	伊勢市	
投票区名	所在地		設置場所	摘要
二見第1	二見町江	589-1	二見プラザ（二見シーパラダイス）前 江信号機付近堀	(38) 241
二見第1	二見町江	696	角谷富美子宅堀	(38) 242
二見第1	二見町江	682-17	宮路元美宅前堀	(38) 243
二見第2	二見町西	185-39	西団地バス停前（田）	(39) 244
二見第2	二見町西	866	西コミュニティセンター	(39) 245
二見第2	二見町西	828	藪木宏之宅前堀	(39) 246
二見第2	二見町西	1068-1	中村興一宅前堀	(39) 247
二見第2	二見町今一色	3	今一色小学校前フェンス	(39) 248
二見第2	二見町今一色	155-6	大西清文宅前堀	(39) 249
二見第2	二見町今一色	874-191	今一色バス停前	(39) 250
二見第3	二見町茶屋	420-1	二見総合支所前	(40) 251
二見第3	二見町茶屋	536-1	角谷俊明宅裏堀	(40) 252
二見第3	二見町茶屋	111-1	二見生涯学習センター花壇	(40) 253
二見第3	二見町三津	415-1	姫子松五子宅北側畑	(40) 254
二見第3	二見町三津	769	小山田雅 宅前堀	(40) 255
二見第3	二見町荘	378-15	福田悠子宅前堀	(40) 256
二見第3	二見町荘	1287	出口博己宅前堀	(40) 257
二見第3	二見町荘	2068-1	二見浦保育園前フェンス	(40) 258
二見第4	二見町山田原	173	山田原公民館前	(41) 259
二見第4	二見町光の街	1004-4	光の街遊歩道付近	(41) 260

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
二見第4	二見町山田原 179-2	山田原バス停付近畑	(41) 261
二見第4	二見町山田原 441-2	畑中伸之宅前(市有地)	(41) 262
二見第4	二見町溝口 403	下村意和男宅前塀	(41) 263
二見第4	二見町溝口 229-7	辻和宏宅塀	(41) 264
小俣第1	小俣町宮前 210	松倉公園フェンス	(42) 265
小俣第1	小俣町宮前 787-3	高畑公民館フェンス	(42) 266
小俣第1	小俣町宮前 434-2	宮前公園フェンス	(42) 267
小俣第1	小俣町本町 944	掛橋公園フェンス	(42) 268
小俣第1	小俣町本町 1335-1	南本町公民館フェンス	(42) 269
小俣第1	小俣町本町 220	大西学院横市有地	(42) 270
小俣第1	小俣町本町 1-1	小俣幼稚園横フェンス	(42) 271
小俣第2	小俣町元町 663-2	小俣小学校支所側フェンス	(43) 272
小俣第2	小俣町元町 769	西田裕敏宅横市有地	(43) 273
小俣第2	小俣町元町 492	栄児童公園	(43) 274
小俣第2	小俣町元町 1037-8	元町ふれあい公園内駐輪場前	(43) 275
小俣第2	小俣町元町 202-9	サークルK伊勢小俣店前フェンス	(43) 276
小俣第2	小俣町元町 381	若山児童公園フェンス	(43) 277
小俣第2	小俣町元町 1282-1	下小俣公民館フェンス	(43) 278
小俣第3	小俣町相合 161	小俣浄化センターフェンス	(44) 279
小俣第3	小俣町相合 493-1	新出公民館フェンス	(44) 280

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所		摘要
小俣第3	小俣町相合 750	小俣中学校体育館側フェンス		(44) 281
小俣第3	小俣町本町 444	市立ゆりかご園フェンス		(44) 282
小俣第3	小俣町本町 768	上久保公園		(44) 283
小俣第3	小俣町相合 997	森多宅横ガードレール		(44) 284
小俣第4	小俣町相合 888	六軒屋公園前フェンス		(45) 285
小俣第4	小俣町湯田 83	湯田水源地前フェンス		(45) 286
小俣第4	小俣町湯田 514-3	美和ロック(株)伊勢工場フェンス		(45) 287
小俣第4	小俣町湯田 553	湯田公民館前		(45) 288
小俣第4	小俣町新村 19-1	西新村公民館前		(45) 289
小俣第4	小俣町新村 428-3	東新村公園前フェンス		(45) 290
小俣第4	小俣町明野 1758	北岡良宅前		(45) 291
小俣第5	小俣町明野 1055-4	明野保健福祉会館フェンス		(46) 292
小俣第5	小俣町明野 712	明野水源地前フェンス		(46) 293
小俣第5	小俣町明野 1183	近鉄明野駅前駐輪場フェンス		(46) 294
小俣第5	小俣町明野 685-1	南伊勢職業能力開発促進センター		(46) 295
小俣第5	小俣町明野 1481	明野高校農場フェンス		(46) 296
小俣第5	小俣町明野 396	JA伊勢明野出張所横		(46) 297
小俣第5	小俣町明野 418-1	明野北部公園フェンス		(46) 298
御菌第1	御菌町高向 1031	新高児童公園		(47) 299
御菌第1	御菌町高向 2018	松本薬品伊勢支店		(47) 300

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地		設置場所	摘要
御菌第1	御菌町高向	686-16	森真吾様方 (新高地区公民館前)	(47) 301
御菌第2	御菌町高向	578	中山 昭様方(農地)	(48) 302
御菌第2	御菌町高向	2589-1	高向公民館	(48) 303
御菌第2	御菌町高向	423	佐々木淳様方	(48) 304
御菌第2	御菌町高向	2156-1	高向西公園	(48) 305
御菌第3	御菌町長屋	2767	ハートプラザみその	(49) 306
御菌第3	御菌町長屋	1221	御菌総合支所	(49) 307
御菌第3	御菌町長屋	1074-9	御菌小学校	(49) 308
御菌第3	御菌町長屋	2100	伊勢みそのショッピングセンター駐車場 (梅田眼鏡裏)	(49) 309
御菌第3	御菌町王中島	594	王中島公民館	(49) 310
御菌第3	御菌町王中島	87	奥野志げ子様方	(49) 311
御菌第4	御菌町新開	777	新開児童公園	(50) 312
御菌第4	御菌町上條	1173-1	B&G海洋センター	(50) 313
御菌第4	御菌町上條	88	上條公民館	(50) 314
御菌第4	御菌町小林	2375	小林児童公園	(50) 315

伊勢市選挙管理委員会告示第 67 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 25 年 10 月 19 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,159 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

17,987 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

35,974 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 107,920 人

伊勢市選挙管理委員会告示第 68 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 33 条第 1 項の規定により行う伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙の選挙を行う期日を、下記のとおり定めます。

平成 25 年 10 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

記

選挙の期日 平成 25 年 10 月 27 日

伊勢市選挙管理委員会告示第 69 号

平成 25 年 10 月 27 日執行予定の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙における各投票区の投票所を、別紙のとおり設置します。

平成 25 年 10 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

平成25年10月27日執行予定 伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙
投票所設置場所一覧表

	投票区名	所在地	投票所の場所
1	進 修	宇治浦田2丁目16番43号	伊勢市立進修小学校体育館
2	高麗広	宇治今在家町551番地	伊勢市立高麗広公民館
3	修道第1	桜木町55番地1	伊勢市立さくらぎ保育所
4	修道第2	久世戸町5番地	伊勢市立修道小学校体育館
5	明倫第1	岡本1丁目18番21号	伊勢市立明倫小学校
6	明倫第2	岩渕1丁目7番29号	伊勢市役所本庁舎1階ホール
7	有緝第1	船江2丁目2番5号	伊勢市立有緝小学校
8	有緝第2	船江2丁目2番29号	有緝幼稚園
9	有緝第3	船江3丁目11番44号	船江保育園
10	厚生第1	一之木2丁目9番11号	一之木町会事務所 (旧伊勢市一之木保育所隣)
11	厚生第2	宮後2丁目3番21号	宮後町公会堂
12	厚生第3	一志町1番4号	伊勢市立厚生小学校
13	早 修	常磐3丁目8番9号	伊勢市市民武道館
14	中島第1	二俣1丁目2番17号	伊勢市立中島小学校体育館
15	中島第2	中島2丁目13番4号	中島幼稚園
16	中島第3	辻久留3丁目17番5号	社会福祉法人三重済美学院
17	神 社	神社港294番地2	伊勢市立神社小学校体育館
18	大 湊	大湊町1118番地194	伊勢市立大湊小学校体育館
19	浜郷第1	神久2丁目7番18号	三重県立伊勢工業高校武道館
20	浜郷第2	黒瀬町1648番地	伊勢市立浜郷小学校体育館
21	浜郷第3	一色町1682番地	一色町公民館
22	宮本第1	旭町349番地	伊勢市立宮山小学校体育館
23	宮本第2	佐八町2287番地	伊勢市立佐八小学校
24	豊浜第1	西豊浜町1779番地	伊勢市立豊浜西小学校体育館
25	豊浜第2	東豊浜町299番地	伊勢市立豊浜東小学校体育館
26	北浜第1	有滝町2638番地	有滝町民会館
27	北浜第2	村松町4011番地1	村松町民会館
28	北浜第3	東大淀町201番地1	東大淀町民会館
29	城田第1	上地町1478番地	伊勢市立城田小学校体育館
30	城田第2	川端町361番地1	川端町公民館
31	四郷第1	楠部町2484番地	四郷地区コミュニティセンター
32	四郷第2	朝熊町1994番地1	伊勢市あさま児童センター
33	四郷第3	鹿海町994番地1	鹿海町公民館
34	沼木第1	上野町2841番地2	伊勢市立上野小学校
35	沼木第2	円座町1579番地	円座町自治会館
36	沼木第3	横輪町294番地	横輪公民館
37	沼木第4	矢持町菖蒲125番地2	伊勢市消防団上野分団矢持班車庫

	投票区名	所在地	投票所の場所
38	二見第 1	二見町江683番地	江コミュニティセンター
39	二見第 2	二見町今一色 3 番地	伊勢市立今一色小学校屋内運動場
40	二見第 3	二見町茶屋209番地	伊勢市立二見公民館
41	二見第 4	二見町山田原446番地 1	伊勢市立五峰保育園
42	小俣第 1	小俣町本町 3 番地	伊勢市小俣農村環境改善センター
43	小俣第 2	小俣町元町540番地	伊勢市立小俣公民館
44	小俣第 3	小俣町本町444番地	伊勢市立保育所ゆりかご園
45	小俣第 4	小俣町明野1939番地	伊勢市立明野小学校体育館
46	小俣第 5	野村町 5 番地 2	伊勢市小俣児童体育館（北部児童体育館）
47	御菌第 1	御菌町高向686番地 8	伊勢市立新高公民館
48	御菌第 2	御菌町高向2589番地 1	伊勢市立高向公民館
49	御菌第 3	御菌町長屋1221番地	御菌総合支所
50	御菌第 4	御菌町上條1173番地 1	伊勢市御菌 B & G 海洋センター

伊勢市選挙管理委員会告示第 70 号

平成 25 年 10 月 27 日執行予定の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙における期日前投票所を、下記のとおり設置します。

平成 25 年 10 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

記

1 期日前投票所

本庁期日前投票所 伊勢市役所東庁舎 4 階第 3 会議室
岩渕 1 丁目 7 番 29 号

2 増設する期日前投票所

二見期日前投票所	二見総合支所	二見町茶屋 420 番地 1
小俣期日前投票所	小俣公民館	小俣町元町 540 番地
御菌期日前投票所	御菌公民館	御菌町長屋 1221 番地

3 増設期間

平成 25 年 10 月 21 日（月）～10 月 26 日（土）

伊勢市選挙管理委員会告示第 71 号

平成 25 年 10 月 27 日執行予定の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙の選挙に用いる投票用紙の様式を公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 45 条第 2 項の規定により、別紙のとおり定めます。

平成 25 年 10 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

平成二十五年
執行

伊勢市長選挙投票

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
こうほしや しめい らんない ひとりか
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
こうほしや もの しめい か

伊勢市
選挙管理
委員会印

こうほしやしめい
候補者氏名

--

平成二十五年
執行

伊勢市議会議員選挙投票

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

伊勢市
選挙管理
委員会印

候補者氏名

--

伊勢市選挙管理委員会告示第 72 号

平成 25 年 10 月 27 日執行の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額及び報酬の最高額並びに選挙運動事務員等に対する報酬の最高額を、別紙のとおり定めます。

平成 25 年 10 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

選挙運動従事者及び労務者に対する 実費弁償の最高額及び報酬の最高額	
1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額	
(1) 鉄道賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
(2) 船賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
(3) 車賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
(4) 宿泊料 食事料2食分を含む。	1夜につき 12,000円
(5) 弁当料	1食につき1,000円、1日につき3,000円
(6) 茶菓料	1日につき500円
2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額	
(1) 基本日額	10,000円
(2) 超過勤務手当	1日につき基本日額の5割
3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額	
(1) 鉄道賃、船賃及び車賃	1(1)、(2)、(3)に掲げる額
(2) 宿泊料 食事料を含まない。	1夜につき10,000円
4 選挙運動のために使用する事務員に対し支給することができる報酬の額	
(1) 基本日額	10,000円
(2) 超過勤務手当	支給できない
5 専ら法第141条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者1人及び手話通訳者1人に対し支給することができる報酬の額	
(1) 基本日額	15,000円
(2) 超過勤務手当	支給できない

伊勢市選挙管理委員会告示第73号

平成25年10月27日執行の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙の開票の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により、選挙会場において選挙会の事務と併せて行います。

平成25年10月20日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木 市郎

記

1 場 所 伊勢市小俣町新村401番地1
伊勢市小俣総合体育館

2 日 時 平成25年10月27日（日）
午後9時30分

伊勢市選挙管理委員会告示第 74 号

平成 25 年 10 月 27 日執行の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めます。

平成 25 年 10 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木 市郎

記

- | | | |
|---|-----|--------------------------------------|
| 1 | 場 所 | 伊勢市小俣町新村 401 番地 1
伊勢市小俣総合体育館 |
| 2 | 日 時 | 平成 25 年 10 月 27 日 (日)
午後 9 時 30 分 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 75 号

平成 25 年 10 月 27 日執行の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙における選挙長及び同職務代理者を、下記のとおり選任します。

平成 25 年 10 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木 市郎

記

選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
伊勢市 1 丁目 3 番 5 号	鈴木 市郎	伊勢市二見町溝口 619 番地 2	森本 保治

伊勢市選挙管理委員会告示第 76 号

平成 25 年 10 月 27 日執行の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙の選挙長の行う告示は、伊勢市公告式条例によります。

平成 25 年 10 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木 市郎

伊勢市選挙管理委員会告示第 77 号

平成 25 年 10 月 27 日執行の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表の方法は、伊勢市役所掲示場において行います。

平成 25 年 10 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木 市郎

伊勢市選挙管理委員会告示第 78 号

平成 25 年 10 月 27 日執行の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙における期日前投票所の投票管理者及びこれを代理すべき者を、別紙のとおり選任します。

平成 25 年 10 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木 市郎

1 投票管理者

別 表

(1) 本庁期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市二見町溝口619番地2	森本 保治	平成25年10月21日
伊勢市御菌町高向1014番地	伴野加代子	平成25年10月22日
伊勢市小俣町本町10番地	西宮 晴一	平成25年10月23日
伊勢市二見町溝口619番地2	森本 保治	平成25年10月24日
伊勢市御菌町高向1014番地	伴野加代子	平成25年10月25日
伊勢市小俣町本町10番地	西宮 晴一	平成25年10月26日

(2) 二見期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市二見町荘861番地	豊岡 一晃	平成25年10月21日
伊勢市二見町茶屋512番地2	黒田 晴久	平成25年10月22日
伊勢市二見町今一色101番地2	松井 孝彦	平成25年10月23日
伊勢市二見町荘861番地	豊岡 一晃	平成25年10月24日
伊勢市二見町今一色101番地2	松井 孝彦	平成25年10月25日
伊勢市二見町茶屋512番地2	黒田 晴久	平成25年10月26日

(3) 小俣期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市小俣町明野1055番地1	松阪 一雄	平成25年10月21日
伊勢市小俣町本町1426番地	久保 徹	平成25年10月22日
伊勢市小俣町湯田402番地	鈴井 克子	平成25年10月23日
伊勢市小俣町元町1452番地	倉野 公之	平成25年10月24日
伊勢市小俣町湯田402番地	鈴井 克子	平成25年10月25日
伊勢市小俣町明野1055番地1	松阪 一雄	平成25年10月26日

(4) 御菌期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市御菌町高向695番地	森田 耕司	平成25年10月21日
伊勢市御菌町上條163番地	奥田 孝	平成25年10月22日
伊勢市御菌町高向718番地3	塩井 孝	平成25年10月23日
伊勢市御菌町上條163番地	奥田 孝	平成25年10月24日
伊勢市御菌町高向695番地	森田 耕司	平成25年10月25日
伊勢市御菌町高向695番地	森田 耕司	平成25年10月26日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

(1)本庁期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市中須町1675番地	中川 夕香里	平成25年10月21日
伊勢市小俣町元町1139番地3	南 佳美	平成25年10月22日
伊勢市中村町325番地58	中村 美帆	平成25年10月23日
伊勢市藤里町449番地1	山本 真里子	平成25年10月24日
津市安濃町田端上野910番地72	加藤 美津江	平成25年10月25日
伊勢市楠部町42番地2	東世古 幸久	平成25年10月26日

(2)二見期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市鹿海町字前山3433番地22	中西 弘幸	平成25年10月21日
伊勢市鹿海町304番地	奥野 まち	平成25年10月22日
伊勢市黒瀬町559番地45	福田 智仁	平成25年10月23日
松阪市船江町2703番地	堀川 友里	平成25年10月24日
伊勢市勢田町1074番地	上村 晃司	平成25年10月25日
伊勢市小俣町元町220番地2	黒瀬 好子	平成25年10月26日

(3)小俣期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
多気郡明和町大字明星2610番地45	西尾 正美	平成25年10月21日
伊勢市二見町山田原206番地4	山本 幸代	平成25年10月22日
伊勢市前山町1351番地15	竹澤 順子	平成25年10月23日
伊勢市岡本1丁目8番21号	太田 徹	平成25年10月24日
伊勢市二俣4丁目1番2号	松井 伸浩	平成25年10月25日
伊勢市小俣町本町292番地8	加藤 秀樹	平成25年10月26日

(4)御薮期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市岡本3丁目7番11号	中世古 潤	平成25年10月21日
松阪市阿波曾町1199番地	小林 正拓	平成25年10月22日
伊勢市御薮町高向1927番地1	大西 利浩	平成25年10月23日
伊勢市小俣町相合964番地11	正住 さおり	平成25年10月24日
伊勢市西豊浜町1596番地	中西 勇介	平成25年10月25日
伊勢市小俣町相合351番地	江崎 里美	平成25年10月26日

伊勢市選挙管理委員会告示第 79 号

平成 25 年 10 月 27 日執行の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙における投票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任します。

平成 25 年 10 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

平成25年10月27日執行 伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙投票管理者及び同職務代理者一覧表

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
進修	伊勢市宇治浦田1丁目9番18号	杉坂 行茂	伊勢市御菌町長屋2027番地1	米本 武俊
高麗広	伊勢市小俣町本町714番地	田端 幸孝	伊勢市二見町光の街1011番地17	奥田 隆良
修道第1	伊勢市中之町248番地4	村山 彰	伊勢市宇治浦田1丁目17番16号	近藤 知子
修道第2	伊勢市二見町今一色270番地8	須崎 充博	伊勢市楠部町54番地6	中村 哲也
明倫第1	伊勢市岩渕1丁目16番3号	富山 孝久	伊勢市尾上町1番地21	岩崎 成児
明倫第2	伊勢市勢田町302番地41	下村 浩司	伊勢市藤里町749番地1	奥野 明宏
有緝第1	伊勢市船江3丁目20番71号	河原田 充	伊勢市河崎3丁目2番6号	阿竹 信一
有緝第2	伊勢市船江4丁目12番13号	前村 俊和	伊勢市勢田町1056番地6	谷 朋恵
有緝第3	伊勢市船江2丁目11番4号	江原 博喜	伊勢市船江4丁目16番44号	阿竹 美幸
厚生第1	伊勢市小木町248番地3	北村 勇二	伊勢市神田久志本町1019番地35	加藤 寿人
厚生第2	伊勢市久世戸町72番地31	成川 誠	伊勢市神田久志本町1064番地7	八田 信
厚生第3	伊勢市浦口4丁目2番10号	山中 宏幸	伊勢市二見町松下527番地5	坂口 元美
早修	伊勢市御菌町上條162番地	中村 稔	伊勢市常磐2丁目9番14号	増田研一郎
中島第1	伊勢市浦口4丁目5番18	岩佐 香	伊勢市西豊浜町1686番地1	藤原 孝彦
中島第2	伊勢市旭町54番地3	中村 高弘	伊勢市中島1丁目11番17号	伊藤 元樹
中島第3	伊勢市浦口4丁目2番8号	西山 正裕	伊勢市藤里町1番地37	大桑 和秀
神社	伊勢市船江3丁目20番71号	河原田篤子	伊勢市船江3丁目14番33号	日置 憲隆
大湊	伊勢市馬瀬町1199番地13	堀 毅	伊勢市小俣町元町1139番地3	南 裕之
浜郷第1	伊勢市二見町溝口146番地	出口 昌司	伊勢市下野町232番地7	鎌田 茂樹
浜郷第2	伊勢市一之木3丁目20番5号	高村 貞子	伊勢市小俣町宮前107番地	西井 道治
浜郷第3	伊勢市御菌町新開480番地11	西川 貴也	伊勢市黒瀬町47番地3	酒徳 芳正
宮本第1	伊勢市藤里町282番地16	中村 富美	伊勢市藤里町1番地181	井村 明弘
宮本第2	伊勢市藤里町1番地98	森田 一成	伊勢市藤里町449番地1	山本 真史
豊浜第1	伊勢市西豊浜町1501番地	大西 要一	伊勢市西豊浜町1488番地	奥野 覚
豊浜第2	伊勢市東豊浜町1550番地	辻 浩利	伊勢市東豊浜町1514番地1	荒木 一彦
北浜第1	伊勢市村松町3973番地2	大野 安道	伊勢市西豊浜町5416番地2	北村 幸治
北浜第2	伊勢市小俣町明野1433番地7	水谷 誠	伊勢市小俣町明野1644番地4	日置 和宏
北浜第3	伊勢市御菌町王中島1005番地3	沖塚 孝久	伊勢市東大淀町71番地21	森 大輔
城田第1	伊勢市上地町1731番地	中上 雅弘	伊勢市上地町1795番地3	山口 一馬
城田第2	伊勢市藤里町282番地16	中村 功	伊勢市中須町1023番地	西井 清子
四郷第1	伊勢市中村町1066番地	田辺 隆美	伊勢市中村町1090番地	中内 悠介
四郷第2	伊勢市朝熊町1196番地	松村まち子	伊勢市中村町302番地123	上田 淳一
四郷第3	伊勢市鹿海町1271番地	奥野やす子	伊勢市楠部町2040番地1	豊田 典久
沼木第1	伊勢市栗野町1032番地	鈴木 光代	伊勢市田尻町423番地1	西村 圭二
沼木第2	伊勢市上地町450番地25	谷口 尚	伊勢市中須町468番地1	小林 進
沼木第3	伊勢市横輪町420番地	岡 康弘	伊勢市磯町515番地2	山口 徹
沼木第4	伊勢市宮後3丁目7番71号	古布 武	伊勢市上地町450番地25	谷口 久美

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
二見第1	伊勢市二見町松下1998番地4	東端 弘泰	伊勢市二見町山田原206番地4	山本 佳典
二見第2	伊勢市二見町西1025番地2	大井戸清人	伊勢市二見町今一色270番地4	須崎 素直
二見第3	伊勢市二見町今一色874番地154	濱口 基久	伊勢市二見町茶屋189番地2	野中 孝彦
二見第4	伊勢市中村町959番地	世古口真弓	伊勢市二見町山田原69番地18	濱千代雅章
小俣第1	伊勢市小俣町相合1092番地	中西 正夫	伊勢市小俣町元町1744番地	岡村 基司
小俣第2	伊勢市小俣町宮前621番地2	田中 正彦	伊勢市小俣町相合547番地5	松田 和裕
小俣第3	伊勢市藤里町1番地282	中川 雅日	伊勢市小俣町元町1452番地	倉野 隆宏
小俣第4	伊勢市小俣町明野1644番地2	中川 孝司	伊勢市小俣町相合1129番地7	濱口 昌大
小俣第5	伊勢市小俣町宮前260番地	椿 秀樹	伊勢市宇治浦田3丁目48番12号	東 良二
御菌第1	伊勢市二見町荘1736番地	北岡 孝裕	伊勢市御菌町新開327番地35	東浦 富美
御菌第2	伊勢市御菌町高向518番地1	吉崎 章	伊勢市楠部町1839番地1	前田 早苗
御菌第3	伊勢市御菌町長屋1308番地	中東 松衛	伊勢市御菌町新開855番地2	林 歩
御菌第4	伊勢市御菌町王中島302番地4	世古口幸喜	伊勢市御菌町上條595番地	堀畑 智男

伊勢市選挙管理委員会告示第 80 号

平成 25 年 10 月 27 日執行の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、公職選挙法第 194 条第 1 項第 4 号の規定により、下記のとおり定めます。

平成 25 年 10 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木 市郎

記

1 伊勢市長選挙	<u>11,841,600 円</u>
2 伊勢市議会議員選挙	<u>4,131,000 円</u>

(算式・法第 194 条)

伊勢市長選挙

H25. 10. 19 現在

$$\begin{array}{rcccccc} \text{名簿登録者数} & \times & \text{人数割額} & + & \text{固定額} & = & \text{計} \\ (107,920 \text{ 人}) & & (81 \text{ 円}) & & (3,100,000 \text{ 円}) & & (11,841,520 \text{ 円}) \end{array}$$

支出限度額 (法定制限額)

11,841,600 円 (百円未満の端数は百円とする)

伊勢市議会議員選挙

H25. 10. 19 現在

$$\begin{array}{rcccccc} \text{名簿登録者数} & \div & \text{定数} & \times & \text{人数割額} & + & \text{固定額} & = & \text{計} \\ (107,920 \text{ 人}) & & (28 \text{ 人}) & & (501 \text{ 円}) & & (2,200,000 \text{ 円}) & & (4,130,997 \text{ 円}) \end{array}$$

支出限度額 (法定制限額)

4,131,000 円 (百円未満の端数は百円とする)

伊勢市選管告示第 81 号

平成 25 年 10 月 27 日執行の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙における期日前投票所の投票管理者を、下記のとおり変更します。

平成 25 年 10 月 24 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木 市郎

記

《変更前》

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市小俣町明野 1055 番地 1	松阪 一雄	平成 25 年 10 月 25 日

《変更後》

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市小俣町湯田 402 番地	鈴井 克子	平成 25 年 10 月 25 日

伊勢市選選挙管理委員会告示第 82 号

平成 25 年 10 月 27 日執行の伊勢市長選挙における当選人について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 101 条の 3 第 1 項の規定により報告があったので、同条第 2 項の規定により下記のとおりその者の住所及び氏名を告示します。

平成 25 年 10 月 28 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木 市郎

記

伊勢市勢田町 1054 番地 3 鈴木 健一

伊勢市選挙管理委員会告示第 83 号

平成 25 年 10 月 27 日執行の伊勢市議会議員選挙における当選人について、
公職選挙法第 101 条の 3 第 1 項の規定により報告があったので、同条第 2 項の
規定により別紙のとおりその者の住所及び氏名を告示します。

平成 25 年 10 月 28 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木 市郎

中村豊治	三重県伊勢市東豊浜町4548番地
鈴木豊司	三重県伊勢市下野町668番地
辻孝記	三重県伊勢市一之木五丁目14番51号
藤原清史	三重県伊勢市宮後三丁目2番23号
黒木騎代春	三重県伊勢市大倉町1553番地9
山根隆司	三重県伊勢市宮川二丁目4番53号
佐之井久紀	三重県伊勢市村松町3933番地
福井輝夫	三重県伊勢市二見町西1130番地7
上村和生	三重県伊勢市船江三丁目21番19号
工村一三	三重県伊勢市二見町今一色77番地2
西山則夫	三重県伊勢市常磐一丁目23番6号
宿典泰	三重県伊勢市尾上町9番30号
杉村定男	三重県伊勢市大湊町1118番地142
濱口和久	三重県伊勢市村松町3985番地
野崎隆太	三重県伊勢市小俣町元町1084番地
中山裕司	三重県伊勢市小俣町明野388番地26
小山敏	三重県伊勢市大世古四丁目4番34号
北村勝	三重県伊勢市御菌町高向2588番地
品川幸久	三重県伊勢市一之木三丁目15番4号
楠木宏彦	三重県伊勢市大湊町111番地8
山本正一	三重県伊勢市神久五丁目5番45号
世古明	三重県伊勢市津村町856番地
岡田善行	三重県伊勢市二見町溝口455番地1
上田修一	三重県伊勢市辻久留三丁目1番30号
野口佳子	三重県伊勢市上地町2541番地
世古口新吾	三重県伊勢市御菌町王中島585番地
吉岡勝裕	三重県伊勢市小俣町元町643番地
吉井詩子	三重県伊勢市小俣町明野347番地7

伊勢市上下水道事業告示第 28 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 7 条第 1 項の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から事業廃止の届出があったので、次のとおり告示します。

平成 25 年 10 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事 業 者 名	所 在 地	事業廃止年月日
242	中村工業	伊勢市二見町今一 色 233 番地 1	平成 20 年 9 月 11 日

伊勢市上下水道事業告示第 29 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 7 条第 1 項の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から事業休止の届出があったので、次のとおり告示します。

平成 25 年 10 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事 業 者 名	所 在 地	事業休止年月日
245	下建設(株)	伊勢市小俣町元町 689 番地	平成 25 年 10 月 9 日

伊勢市上下水道事業告示第 30 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 7 条第 1 項の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から事業廃止の届出があったので、次のとおり告示します。

平成 25 年 10 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	事業廃止年月日
261	(株)鈴工作所	大阪市平野区長吉出 戸 5 丁目 1 番 54 号	平成 25 年 10 月 10 日

伊勢市公告第 65 号

伊勢市営住宅管理条例（平成 17 年伊勢市条例第 163 号）第 4 条の規定により、入居者の募集を次のとおり行います。

平成 25 年 10 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 申込期間

平成 25 年 11 月 5 日（火）～11 月 18 日（月）まで（土・日は除きます。）

午前 8 時 30 分～午後 5 時まで（月曜日は午前 8 時 30 分～午後 7 時まで）

2 申込場所

F E 住宅管理共同企業体（伊勢市営住宅等管理事務所）：伊勢市吹上 2

丁目 8 番 23 号

3 募集住宅及び戸数

(1) 一般向市営住宅

団地名	所在地	構造 ※1	階数	部屋数	戸数	単身	家賃 ※3
中村団地	中村町桜が丘 177 番地 1	P C 平屋建	1 階	2 K	1	○	5,000 円～ 9,900 円
大湊団地	大湊町 362 番 地 1	P C 3 階建	2 階	3 K	1	○	9,900 円～ 19,400 円
西豊浜団地	西豊浜町 5437 番地	P C 平屋建	1 階	3 D K	1	×	7,800 円～ 15,400 円
倭 A 団地	倭町 40 番地	P C 4 階建	2 階	3 D K	1	×	14,200 円～ 27,900 円

倭B団地	倭町40番地	PC 4階建	1階	3DK	1	×	14,400円～ 28,400円
倭隠岡団地	倭町19番地1	RC 4階建	4階	3DK	1	×	20,800円～ 40,800円
浦口団地	浦口4丁目28 番11号	RC 3階建	2階	3DK	1	×	20,500円～ 40,300円
竹ヶ鼻第1 団地	竹ヶ鼻町98 番地2	RC 4階建	3階	2DK	1	○	16,900円～ 33,300円
万所団地	辻久留3丁目 20番地44号	RC 3階建	1階	2DK	1	○	17,600円～ 34,500円
宮中横団地	浦口4丁目32 番37号	RC 3階建	2階	2DK	1	○	17,900円～ 35,100円
二俣団地	二俣3丁目10 番18号	RC 4階建	2階	2DK	1	○	18,500円～ 36,400円
黒瀬第1団 地	黒瀬町1736 番地1	PC 2階建	1・2階 ※2	3DK	1	×	17,600円～ 34,600円
朝熊第1団 地	朝熊町2663 番地1	PC 2階建	1・2階 ※2	3DK	1	×	19,200円～ 37,800円
朝熊第2団 地	朝熊町2602 番地39	PC 平屋建	1階	3K	1	○	8,000円～ 15,700円
五十鈴川団 地	二見町西185 番地48	PC 2階建	1・2階 ※2	3DK	1	×	17,700円～ 32,000円
北明野団地	小俣町明野 541番地3	PC 平屋建	1階	2K	1	○	7,200円～ 14,200円
高向団地	御菌町高向 1318番地	RC 2階建	2階	3DK	1	×	16,600円～ 32,500円

(2) 高齢者向市営住宅

団地名	所在地	構造 ※1	階数	部屋数	戸数	単身	家賃
リバーサイド せせらぎ	小俣町宮前31 番地2	RC 6階建	3階	2DK	3	○	20,500円～ 40,300円

※1 PC：コンクリート版プレハブ造 RC：鉄筋コンクリート造

※2 部屋は2階構造となっています。

※3 入居後、4(5)の収入基準を超えた場合は、記載の上限額を超える場合があります。

4 申込資格

- (1) 伊勢市内に住所又は勤務場所があること。
- (2) 現在、住宅に困っていることが明らかであること。
- (3) 入居する全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する者）でないこと。
- (4) 市区町村税を完納していること。
- (5) 収入基準（月額）が158,000円以下であること。

ただし、高齢者のみ又は高齢者と18歳未満の者のみの世帯、障害者等がいる世帯、小学校就学前の子どもがいる世帯は、214,000円以下となります。

・収入基準（月額）・・・入居者全員の所得金額から定められた額を控除した後、12か月で除した額

- (6) 申し込む住宅に応じて下記の条件に該当すること。

ア 一般向市営住宅

現在同居している、又は同居しようとする親族、その他に内縁関係者及び婚約者がいること。

- ・親族・・・6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族
- ・内縁関係者・・・住民票に『未届の夫』又は『未届の妻』の記載がある者
- ・婚約者・・・契約日までに、入籍ができる者

ただし、次のいずれかに該当する場合は、3K以下の住宅に限り単身で申し込むことができます。

- (ア) 昭和31年4月1日以前に生まれた者
- (イ) 身体障害者（障害の程度が、1級から4級までの者）
- (ウ) 精神障害者（障害の程度が、1級から3級までの者）

- (エ) 知的障害者（障害の程度が、(ウ)の程度に相当する者）
- (オ) 戦傷病者（障害の程度が、恩給法（大正 12 年法律第 48 号）の特別項症から第 6 項症までの者又は第 1 款症の者）
- (カ) 原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 11 条第 1 項の認定を受けた者）
- (キ) 中国残留邦人等（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 2 条第 1 項に該当する者）
- (ク) 生活保護者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に該当する者）
- (ケ) 海外からの引揚者（引揚げ後 5 年を経過していない者）
- (コ) ハンセン病療養所入所者等（ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号）第 2 条に該当する者）
- (サ) DV 被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）による一時保護者若しくは保護終了日から 5 年を経過していない者又は保護命令の申立てを行っている者であって保護命令発効から 5 年を経過していないもの）

イ 高齢者向市営住宅

次のいずれにも該当すること。

- (ア) 60 歳以上の単身世帯又はいずれか一者が 60 歳以上の夫婦[※]のみの世帯又はいずれもが 60 歳以上である親族からなる世帯
※夫婦・・・配偶者同士のみ（内縁関係者及び婚約者を含む。）
- (イ) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められる、又は高齢等のため、独立して生活するには不安があ

ると認められる世帯

(ウ) 住宅困窮度が高く、家族等による援助が困難な世帯

5 申込方法

F E住宅管理共同企業体（伊勢市営住宅等管理事務所）で配付される市営住宅入居申込用紙に必要事項を記入し、世帯全員の住民票、所得証明書及び税の完納証明書等の必要書類を添付の上、持参してください。

6 入居者の選考方法

市営住宅入居者選考委員会で入居資格を確認した後、申込者数が募集数を上回った場合は公開抽選を行います。

(1) 日時 平成 25 年 12 月 7 日（土） 午後 1 時から

(2) 場所 いせシティプラザ 2 階多目的ホール

7 入居時期

平成 26 年 1 月 1 日（水）以降

8 問い合わせ先

F E住宅管理共同企業体（伊勢市営住宅等管理事務所）

電話 0596-63-8379

伊勢市都市整備部建築住宅課

電話 0596-21-5596

伊勢市公告第 66 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 25 年 10 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	一之木 3 丁目	雑種	茶黒	雄	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 25 年 10 月 21 日

3 抑留期限 平成 25 年 10 月 28 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 67 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 25 年 10 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 68 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 25 年 10 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	御菌町高向	柴	茶	雄	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 25 年 10 月 28 日

3 抑留期限 平成 25 年 11 月 2 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく請求に係る結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成25年10月18日

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣
伊勢市監査委員 中 井 豊

25監第 262号
平成25年10月18日

請 求 人 様

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣
伊勢市監査委員 中 井 豊

伊勢市職員措置請求書に基づく監査結果について（通知）

平成25年9月4日付け、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を下記のとおり通知します。

記

第1 請求の受付

1 請求人

住 所 伊勢市
氏 名 請 求 人

2 請求書の提出

請求書の提出日は、平成25年9月4日である。

3 請求理由（原文のまま）

市議会会派高志会所属の議員2名が行った平成25年2月9日から同年同月10日にかけて行われ、政務調査費が支払われた現地調査は政務調査に名を借りた物見遊山であるので、伊勢市条例「伊勢市議会政務調査費の交付に関する条例」の第6条（使途基準）、「伊勢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則」第6条別表中「調査旅費」の基準に合致しないため、返還を求める。

今回の「視察」と銘打った「物見遊山」と判断する資料。

①アンケートを回収し、分析を・解析をする意図はなく、物見遊山の「口実」に現地においてのアンケート配布を利用したものである。

- ②アンケートの作成枚数ははがきの購入枚数により300枚と推定することも出来るが、現地で配布された枚数は不明である。
- ・回収枚数、及び回収されたものによる分析解析がなされたかは不明。
 - ・申し合わせによる議長宛の調査報告書も提出されていない。
- ③「調査」が目的では無いため、アンケート内容が「杜撰で稚拙」である。
- ・6項目の設問であるが(別紙画像参照)このような内容で「議会」として何を知らうとして、何に役立てようとしているかが不明である。
 - ・「設問4」にある「大雪像をみて式年遷宮に行こうと思われましたか、」の設問は伊勢市の議員として認識が不足している。なんとなれば、式年遷宮は雪像を見に来た一般の観光客が伊勢神宮に来て直接見ることが出来ないものであり設問におくこと自体でたらめといえる。この項目は、「政務調査活動申出書」(H.25年1月11日、議長に提出)の「1目的」に記載されている「御遷宮のクライマックスを迎える本年、初の試みとなる雪像製作をはじめとしたさっぽろ雪まつりにおける伊勢市の誘客強化に向けた取り組みを検証し、今後の議会活動に活かすため。」とあり、旅費を使ってまで「現地において調査をするという必要且つ不可欠な一項」ではあるが、上記の通り聞くことの出来ない設問であり、回答を求めても解答が出来ない設問である。これも現地に行かんが為に作成したアンケートである証拠となる。
- ④このアンケートは「回収締切日」が記載されていない。これは回収する意図がなく、回収して分析・解析をして議会活動に供することが目的でないことが明白となった。

上記のこれらのことは現地に「物見遊山」に行くがための理由付けであることが判明してくる。

追記

- ⑤アンケート配布は2月9日の夜間になされたが、このとき、両議員は飲酒後で酒気を帯びての状態であった。公務中の飲酒という状況は政務調査が主任務ではなく、札幌に物見遊山に出かける名目であったということを如実にあらわしている。
- 飲酒、酒気帯びについての証言が必要であれば現地で誘客事業にあたった関係者により得ることが出来る。また、請求人から証言者を要請することが出来る。

4 請求の要旨(原文のまま)

- ①市議会会派高志会が行なった次の支出は政務調査に名を借りた物見遊山に対する支出であるので、市長は議会高志会所属の次の2名の議員より要

した費用全額の返還を求めること。

②返還を求める金額

「伊勢市議会高志会交付金」

- 31) H. 25. 1. 21 調査旅費 15,000円 (アンケート用はがき)
なお、この費用は「調査旅費」ではなく他項目である。
- 33) H. 25. 1. 29 調査旅費 226,980円 (議員3名分旅費)
- 37) H. 25. 2. 12 調査旅費 -75,660円 (A議員不参加による返金)

返還を求める合計金額 166,320円

※「議会高志会所属の次の2名の議員」とは、B議員、C議員である。

5 請求の受理と監査委員除斥

本請求は地方自治法(以下「法」という。)第242条所定の要件を具備していると認め、平成25年9月9日付で受理した。

受理に先立ち、法第199条の2に基づき、議会選出の山根隆司監査委員は除斥とした。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

監査の対象を「さっぽろ雪まつりにおける伊勢市の誘客宣伝事業の効果について」とする会派高志会の現地調査(以下「本件現地調査」という。)への支出が不当な公金の支出に該当するかどうかとした。

2 請求人の陳述等

法第242条第6項の規定に基づき、平成25年9月17日に請求人に対して証拠の提出と陳述の機会を設けた。当日、請求人から措置請求書の要旨を補足する陳述を受け、次のとおり理解した。

- (1) 「報告書」において、調査活動の具体的な日時、場所が明確でない。
- (2) 「受信したアンケート数で誘客効果を測る」とするアンケートの分析方法はでたらめである。
- (3) 本来異なる意味の行政現地調査と政務調査事務を混同して使用しているのはいかなるものか。
- (4) 調査報告書が措置請求日の前日に提出されたのは、請求理由に本件現地調査は「物見遊山」とあり、その印象を薄めるがための心理が働いたものと推測される。

3 監査対象部局

議会事務局を監査対象部局として、法第199条第8項の規定に基づき次のとおり関係書類の提出を求め、平成25年9月25日に議会事務局長、次長、係長から聴取を行った。

- (1) 伊勢市政務調査費制度の概要及び関連する資料の提出。
- (2) 政務調査費の支払の請求及び本件現地調査に対する考え方等の聴取。

4 関係人からの聴取

平成25年9月20日関係人2名に対して、法第199条第8項の規定に基づき、本件現地調査等についての聴取及び説明を求めた。

5 その他

法第199条第8項の規定に基づき、観光事業課、御遷宮対策事務局にさっぽろ雪まつり事業に関する参考資料の提出を求め、平成25年9月26日及び27日に産業観光部、御遷宮対策事務局職員に説明を求めた。

第3 監査の結果と判断

1 監査の結果

本件請求につき、監査委員2名の合議により次のように決定した。

請求人の主張は理由がないものと認め、棄却する。

2 監査の考え方

本件監査にあたり、政務調査費に対する基本的な考え方と視点は、次のとおりである。

- (1) 政務調査費制度は議会の担う役割に鑑み、その審議能力を強化し議員の研修活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員（以下「会派等」という。）に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその用途の透明性を確保しようとしたものである。
- (2) 「政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」（法第100条第14項）とされ、当市においても改正前の伊勢市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）、伊勢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）を定め、議員の調査研究に資するために交付するとし（条例第1条）、用途基準を明示し（規則第6条）、収支調査報告書の作成を義務付ける（規則第8条）ことで透明性の確保を図っている。

しかし、個別の調査活動について、調査報告書の提出の是非につい

ては明文化されていない。

- (3) 地方制度において、議会の自主性やそれを構成する会派等の政治活動の自由は、保証されなければならない。

そのために、政務調査費の支出については基本的に「会派等の自律的判断に委ねるべき」（平成24年1月31日 福岡高裁判決）ものである。

- (4) しかし、政務調査費は公金である以上、制度の趣旨に沿った用途の適正が、自律的に確保されなければならない。また、それらを客観的に確認できるように透明性を確保することが必要である。それゆえ条例、規則が定められ、仕組みが整えられてきたと認められる。

- (5) こうしたことから、政務調査費の適合性については、収支調査報告書等の記載から明らかに違反が窺われるような場合を除き、「監査委員を含め、区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していない。」（平成21年12月17日 最高裁判決）と基本的に解されている。

- (6) 以上から本件調査において、政務調査費の支出については、制度の趣旨をふまえ、会派等の裁量を尊重することを基本とし、透明性の確保にも留意しつつ、その適合性を判断するものとした。

3 事実関係の確認

請求人から提出された措置請求書及び証拠書類並びに対象部局から提出された資料、関係人からの聴取により、本件現地調査について次の事実関係を認めることができる。

(1) さっぽろ雪まつり事業

第62回式年遷宮に平仄を合わせ、伊勢方面への誘客を目的として、大雪像の制作、木遣り披露、伊勢PRブース、飲食ブースを設け、誘客をPRすることを目的とした事業である。

主催は御遷宮対策委員会であるが、当市も負担金として17百万円を支出している。

(2) 本件現地調査の内容

会派は事前に議会事務局に相談している。議会事務局は外形的な違法性は認められず、政務調査費支出の対象となる旨を伝え、現地調査の事務的な手配をしている。

また、会場内で配布予定していたアンケートについてもその内容について妥当なもの判断している。

(3) アンケートの配布方法

会派は2月9日午後から会場を訪問し、また10日にも会場を訪ね

ている。アンケートの配布は9日の夜間と10日に伊勢PRコーナーの出口近くで実施されている。両日とも展示会場に出張している市職員と挨拶を交わしている。

(4) アンケートの内容

「大雪像 伊勢 神話への旅」について
のアンケートにご協力ください

※アンケートの結果は、伊勢市議会 高志会による調査活動として
今後の市政に反映させていただきます。

- 1 どちらからいらっしゃいましたか。
(都・道・府・県 市・町・村)
- 2 性別 (男性・女性) ・年齢 (才)
- 3 「大雪像 伊勢 神話への旅」を見てどのよ
うに思われましたか。
大変よかった よかった 普通
あまりよくなかった
- 4 大雪像を見て式年遷宮に行こうと思われま
したか。
思った 思わない
- 5 今までに伊勢神宮にご参拝されたことがあ
りますか。
ある (回) ない
- 6 これから先、伊勢神宮に参拝されるご予定
がありますか。
ある ない

※式年遷宮は、社殿を造り替える20年に一度の大祭です。

ご協力ありがとうございました。

4 監査の判断

政務調査費の支出については、会派の「裁量権が尊重されなければならないから、(略) 一見明らかに市政とは無関係であるとか、(略) 以外はこれを認めるのが相当である。」(平成19年2月9日札幌高裁判決)とされ、政務調査活動の目的に明白に反したり、逸脱した場合には除かれると考えられる。

その視点から本件現地調査について検討するに何ら問題点は内在しないと判断する。

(1) アンケート内容について

ア 請求人は設問4「式年遷宮は観光客が伊勢神宮に来て直接見ることが出来ないもの」とし、不適切と指摘するが、「式年遷宮」は遷宮に伴う一連の行事を含めてイメージするものと解され、何ら不適切な設問ではない。

イ 「回収締切日が記載されていないのは、回収の意図がなく、分析、解析して議会活動に供することが目的でないことが明白」とする主張には、同意しがたい。

そもそもアンケートは相手の善意により回答されるものであり、会場の状況を考え併せると今回のアンケート方法は理にかなっており、回収締切日がないことによって回収の意図がないとは言い切れない。

(2) 配布活動について

ア 請求人は、アンケート配布の際「飲酒後で酒気を帯びての状態であった。公務中の飲酒という状況は政務調査が主任務ではなく、物見遊山に出かける名目であったことを如実にあらわしている。」と主張する。

イ 酒気帯びとする証拠書類の画像、動画、また調査報告書添付の写真について、外形的に検証するが、それをもって酒気帯びとすることは判断できない。

また、「赤ら顔ではがきを配布」したとしても、その原因が飲酒によるものとする証拠書類はない。

関係人は聴取において、一人は否定しており、一人は記憶にないとしている。なお、現場にいた市職員からのヒアリングにおいても酒気帯びであったとの証言はない。

以上のことから、配布活動における請求人の主張は認めがたい。

(3) 調査報告書について

ア 政務調査活動に関する市の条例、規則においては、会派が政務調査活動報告を提出しなければならないことを定めた条項は見当たらず、また請求人が言う申し合わせ（議会運営委員会及び各派代表者会議申し合わせ事項）にも協議及び諮問の範囲の対象としているが、具体的に決められた内容は確認できなかった。

イ しかし、議会事務局によれば、旧伊勢市議会の頃から慣例で提出されてきた。また、平成24年6月18日の議会運営委員会は、「議会内での情報共有を図るため、事前に現地調査申出書の写しを、また、現地調査実施後に調査報告書の写しを各会派に配付することとした。なお、申出書については、概ね現地調査の10日前までに、また、調査報告書については10日以内に議長へ提出することとした。」とする「議会改革特別委員会の決定・確認事項について」を進めることを確認したとしている。

この検討結果は、平成25年2月25日に議会改革特別委員会委員長から議長に対して議会改革特別委員会第4回中間調査報告書として提出され、同年3月定例会本会議で委員長から報告されている。ウ 会派高志会の報告書は平成25年9月3日に議長宛に提出されている。アンケートはがきの回収に時間を要したとするが、議会での慣例及び議会運営委員会の確認事項と照らし合わせると、遅延の批判は免れ得ないであろう。

エ ただ調査報告書の提出が遅れたとしても、現地調査活動が実施された事実があり、条例、規則に調査報告書の提出が義務付けされていないことを鑑みても、本請求の主張には沿うことはできない。

また、請求人が追加の請求書で主張する「調査報告書」の内容については、会派の裁量に委ねられた範囲のものであり、調査報告書の内容の一義的な評価は会派の自主性に任せるべきであり、監査委員は目的や内容に立ち入ってその用途制限適合性を審査することは予定されていないと解する。

第4 意見

政務調査費制度については、平成24年9月24日公布の法の改正により、政務活動費に衣替えした。政務調査の範囲が広げられ用途基準について条例で定めるよう求められた。当市においても既に条例、規則の改正がなされている。

また、議会においては議会改革特別委員会から議会運営について幅広く提言がなされ、政務活動についての提言の一部は既に実施されている。

今後、市民に対し十分な説明責任を果たされるよう、透明性の確保により一層努められることを願うものである。